

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
1	2章1. I	I 成長力底上げ戦略 成長の基盤となる人材、中小企業への投資により、成長力の底上げを図る。働く人全体の所得・生活水準を引き上げることで、格差の固定化を防止し、人材の労働市場への参加や生産性向上を目指す。	内閣府成長力底上げ戦略担当室 (次の省庁(成長力底上げ戦略推進幹事会メンバー省庁)とも密接に連携:内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
成長力底上げ戦略の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本格実施の準備 ・各施策を有効に組み合わせた先行的取組を展開 		<ul style="list-style-type: none"> ・本格実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・21年度は引き続き実施 ・22年度以降はそれまでの実施状況を検証しながら施策を展開 	(基本構想のとりまとめ) ・第1回構想チーム会合開催(19年2月1日) ・第2回構想チーム会合開催(19年2月8日) ・第3回構想チーム会合開催(基本構想とりまとめ)(19年2月15日) (成長力底上げ戦略推進円卓会議) ・第1回会合開催(基本構想の趣旨を確認、地方版成長力底上げ戦略推進円卓会議の設置、各戦略の積極的推進を合意)(19年3月22日) ・第2回会合開催(各戦略の19年度実施計画及び20年度実施方針を了解)(19年6月6日) ・第3回会合開催(当面の中小企業の生産性向上と最低賃金の引上げについて合意)(19年7月9日) ・第4回会合開催(引き続き政労使の合意に向け、円卓会議において議論を深めていくことを確認)(19年10月31日) (地方版成長力底上げ戦略推進円卓会議) ・第1回会合開催(基本構想の趣旨を了解。各戦略の地域の実情に応じた展開について議論)(19年5月18日～7月9日開催) ・第2回会合開催(中央における第2回及び第3回円卓会議における議論及び各戦略の進捗状況等)(19年10月31日～12月21日開催)
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)			(内閣府) ・0.3億円(円卓会議の開催関係経費等)			※各戦略の進捗状況については、別葉参照。

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
2	2章1. I (1)	(1)人材能力戦略 ①「職業能力形成システム」(『ジョブ・カード制度』)の構築 フリーター等の就職困難者や新卒者に対し、協力企業等において職業能力形成プログラムを提供し、履修実績等を記載した「ジョブ・カード」を交付する。 ② 大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築 就職困難者や新卒者等に対し大学・専門学校等の教育プログラムを開放し、「実践型教育プログラム」を提供する。 ③ 官民共同推進組織の設置 平成19年5月に設置した「ジョブ・カード構想委員会」において具体的構想の検討を進め、平成20年度に本格実施する。平成22年度以降、実施状況を検証しながら拡充する。	内閣府成長力底上げ戦略担当室(成長力底上げ戦略推進幹事会メンバー省庁のうち、特に、文部科学省、厚生労働省、経済産業省と密接に連携)

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) (1)職業能力形成システム ①産業界が主導する推進体制の整備	本格実施に向けた検討 ・「ジョブ・カード構想委員会」において検討が行われ、平成19年12月12日に最終報告が取りまとめられたところ。先導的なモデル事業を実施し、その成果の全国的な普及を図る。		本格実施 ・「ジョブ・カード構想委員会」最終報告及び「ジョブ・カード推進協議会」(平成20年設置予定)が策定する「全国推進基本計画」を踏まえ、実施。		・21年度までの3年間に集中的に実施	・平成19年12月12日に「ジョブ・カード構想委員会」において最終報告が取りまとめられたところ。 ・平成20年度において、職業能力形成システムの普及促進を図るため、中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、広報・啓発及び活用促進を図る。
②産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・職業能力評価のための基準づくり	本格実施に向けた検討 ・「ジョブ・カード構想委員会」において検討が行われ、平成19年12月12日に最終報告が取りまとめられたところ。		本格実施 ・「ジョブ・カード構想委員会」最終報告及び「ジョブ・カード推進協議会」(平成20年設置予定)が策定する「全国推進基本計画」を踏まえ、実施。		・21年度までの3年間に集中的に実施	・平成19年12月12日に「ジョブ・カード構想委員会」において最終報告が取りまとめられたところ。 ・平成20年度において、産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・評価を可能とするため、業界団体の主体的な参画の下、企業の求める人材能力要件を踏まえた「モデル評価シート」(仮称)を開発する。
③職業能力形成プログラムへの参加者の積極的な誘導と綿密なキャリア・コンサルティングの実施	本格実施に向けた検討 ・「ジョブ・カード構想委員会」において検討。平成19年12月12日に最終報告が取りまとめられたところ。		本格実施 ・「ジョブ・カード構想委員会」最終報告及び「ジョブ・カード推進協議会」(平成20年設置予定)が策定する「全国推進基本計画」を踏まえ、実施。		・21年度までの3年間に集中的に実施	・平成19年12月12日に「ジョブ・カード構想委員会」において最終報告が取りまとめられたところ。 ・平成20年度において、職業能力形成プログラムへの誘導のための職場見学・体験講習等の実施等や参加者に対するキャリア・コンサルティングの実施、携帯サイトを活用した情報提供等の体制整備を図る。 ・平成20年4月からの本格実施に備え、平成20年2月に、(独)雇用・能力開発機構のキャリア・コンサルタントに対する「ジョブ・カード講習」を実施。
④実践的な訓練・職業能力評価を通じた就労の実現と参加者・参加企業等に対する支援	本格実施に向けた検討 ・「ジョブ・カード構想委員会」において検討が行われ、平成19年12月12日に最終報告が取りまとめられたところ。		本格実施 ・「ジョブ・カード構想委員会」最終報告及び「ジョブ・カード推進協議会」(平成20年設置予定)が策定する「全国推進基本計画」を踏まえ、実施。		・21年度までの3年間に集中的に実施	○平成19年12月12日に「ジョブ・カード構想委員会」において最終報告が取りまとめられたところ。 ○平成20年度においては、実践的な訓練・職業能力評価を通じた就労の実現と参加者・参加企業等に対する支援を行う。 主な内容は以下のとおり。 ・「実践型人材養成システム」の普及・定着の促進 ・新たな有期実習型訓練の創設と訓練実施企業に対する支援 ・「日本版デュアルシステム」等の拡充 ・的確な評価を実現するための「評価者」の育成支援 ・職業能力形成プログラム参加者に対する資金の融資 等 ○地域の事業主団体が主導して、傘下企業に対するニーズ調査、支援制度や留意事項の説明及びモデルカリキュラムの作成等を行い、傘下企業における「実践型人材養成システム」の効果的な実施を促すモデル事業を13団体に委託。 ○平成19年度においては、計3万人(予定)を対象に委託訓練を実施。
(2)大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築	大学・専門学校等における「実践型教育プログラム」の開発・実施 ・「大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン」において、社会人等を対象とした優れた実践的教育プログラムの開発・実施の取組を選定・支援するとともに、履修証明の制度化を図るなど履修証明書を交付する取組を普及。		大学・専門学校等における「実践型教育システム」の構築・推進 ・「ジョブカード構想委員会」の最終報告を踏まえ、大学・専門学校等における、職業能力の形成に資する専門的・実践的教育プログラムの開発・実施を促進。 ・各大学・専門学校等における「履修証明」の「ジョブ・カード制度」への活用を推進する。		・20年度までの実施状況等を踏まえ、実施方策等について検討	・「大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン」において、大学・専修学校等で211件の取組を選定・実施。 ・20年度に向けても、「実践型教育システム」の構築・推進に向けて検討。
(委員会等における検討の実施) (3)官民共同推進組織の設置	「ジョブ・カード構想委員会」の設置・開催(5月～) ・経済界・労働界の代表及び学識経験者等の有識者で構成される構想委員会、関係省庁の代表者で構成される幹事会を設置し、年内を目途に「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の具体的構想を検討。		「推進協議会(仮称)」の設置 ・「ジョブ・カード構想委員会」における検討及び19年度の先行プロジェクトの実施状況等を踏まえ、「職業能力形成システム」及び「実践型教育システム」の拡充を検討。			・構想委員会及び幹事会の設置(19年5月) ・第1回会合 議題:「職業能力形成システム」構築の基本的考え方等(19年5月23日) ・第2回会合 議題:職業能力形成システムの骨格等、20年度概要要求に向けて(19年6月12日) ・第3回会合 議題:職業能力形成システムの概要等(19年7月12日) ・中間報告(19年7月24日) ・中間報告を受け、引き続き詳細設計を検討(19年末に取りまとめ予定) ・20年度に向け、国、産業界、労働界、教育界等からなる「ジョブ・カード推進協議会」の設置を検討。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						

(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	(厚生労働省) ・73.3億円 (文部科学省) ・25.3億円	(内閣府) ・0.1億円 (厚生労働省) ・174.2億円 (文部科学省) ・26.9億円	
----------------------------------	--	--	--

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ※予算額については、上欄参照。			
(アウトプット指標)			
(1)職業能力形成システム	<ul style="list-style-type: none"> ・「実践型人材養成システム」にかかるモデル事業委託団体数:13団体(19年度実績) ・「日本版デュアルシステム」にかかる委託訓練受講者数:2万7千人(17年度の実績)、2万8千人(18年度の実績)、3万人(19年度の予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力形成プログラム及び実践型教育プログラムの修了者に対する交付数:20万人程度(20~22年度の目標)、40万人程度(20~24年度の目標) ・上記を含めたジョブ・カードの交付総数:50万人程度(20~22年度の目標)、100万人程度(20~24年度の目標) 	
(2)大学・専門学校等を活用した「実践型教育システム」の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「大学・専修学校等における再チャレンジ支援推進プラン」に参画する大学・専修学校等数:211件を選定、実施(19年度の実績) 		
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
3	2章1. I (2)	(2) 就労支援戦略 ① 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定 厚生労働省を中心に、母子家庭、生活保護世帯、障害者等の就労移行について、5年後の具体的な目標を平成19年度内に策定する。平成19年度～21年度を目標実現の集中戦略期間として、就労支援体制の全国展開、ハローワークを中心としたチーム支援、関係者の意識改革のための情報提供・支援のネットワークづくり等を推進する。 ② 「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ 授産施設等で働く障害者の工賃水準を現在の2倍以上に引き上げること及び一般雇用への移行準備を進めることを内容とする5か年計画を平成19年度中に全都道府県で策定し、推進する。	内閣府成長力底上げ戦略担当室(成長力底上げ戦略推進幹事会メンバー省庁のうち、特に、厚生労働省と密接に連携)

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題	
	上期	下期	上期	下期			
(事業等の実施) (1) 『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定 ○地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開			・効果的な運用の促進		・21年度までの3年間に集中的に実施	・19年度中に全自治体で就労支援プログラムを策定する方針を、全国主管課長会議(19年3月5日)等で周知。 ・20年度においては、策定されたプログラムに基づき、就労支援の実効性を上げる。 ・19年度中に対象となる自治体をすべてカバーし、全国展開。 ・事業内容に応じた補助方式の導入(検討中)による母子家庭等就業・自立支援センター事業の事業実績の向上。 ・事業実績に応じた補助方式の導入、ハローワーク等を通じた事業のPR。 ・20年度においては、事業内容の見直しとあわせて、自治体への働きかけの強化を検討。 ・マザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」を設置して同様のサービスを展開。 ・20年度においては、マザーズハローワーク事業の拠点の拡充を図るとともに、求人確保、保育関連サービスの充実、出張セミナー・相談の実施等による機能強化を図る。 ・現在までに目標数(135か所)設置達成。 ・20年度においては、「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を205センターに拡充するとともに、職場定着機能の強化を実施。 ・21年度までの3年間に集中的に実施 ・厚生労働省においては、現在79人を受入れ(20年3月10日現在)。また、地方支分部局においては、ハローワークを中心に更に受入れを検討中。 ・各府省での「チャレンジ雇用」の計画的実施については、「公務部門における障害者雇用推進チーム」において検討し、20年度から全府省で実施。 ・全国で633事業所が実施(19年4月1日現在)。 ・20年度においては、障害福祉計画に基づき、引き続き、就労移行支援事業を計画的に実施。 ・障害者委託訓練を実施。 ・公共職業能力開発施設における障害者職業訓練を実施。 ・20年度に向けて、教育・福祉分野との連携強化等により、障害者委託訓練の拡充を検討。	
	全自治体において「生活保護の就労支援プログラム」を策定						
	母子家庭等就業・自立支援センター事業の全国展開			・事業実績の向上			・21年度までの3年間に集中的に実施
	母子自立支援プログラム策定事業、母子家庭自立支援給付金の普及			・普及を推進			・21年度までの3年間に集中的に実施
	マザーズハローワーク事業の全国展開			・マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化			・21年度までの3年間に集中的に実施
	「障害者就業・生活支援センター」の拡充			・引き続き、センターを拡充・強化			・21年度までの3年間に集中的に実施
	「チャレンジ雇用」の実施			「チャレンジ雇用」の推進・拡大			・21年度までの3年間に集中的に実施
	・厚生労働省において、19年度中に「チャレンジ雇用」を100人規模で実施。 ・各府省・各自治体において、職場実習受入に向け、積極的に取り組む。 ・障害者施策推進本部において、内閣総理大臣より各府省に計画的に取り組むよう指示。			・各府省において、「チャレンジ雇用」を計画的に実施。 ・各自治体において、「チャレンジ雇用」を実施。			
	障害者に対する「就労移行支援事業」を全国展開						・21年度までの3年間に集中的に実施
	障害者に対する職業能力開発の推進			障害者の職業訓練機会の拡充			・21年度までの3年間に集中的に実施
○ハローワークを中心とした「チーム支援」	生活保護受給者等について「就労支援アクションプラン」を順次実施		・対象者の支援体制機能を強化		・21年度までの3年間に集中的に実施	・ハローワークと福祉事務所等との連携強化により、「生活保護受給者等就労支援事業」を推進。 ・支援対象者の就職率51.8%(20年1月まで(対前年同時期2.1ポイント増))。 ・「就労支援チーム」の支援機能の向上等を図り、20年度において支援対象者の就職率57%を目指す。 ・就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を全国的に実施。 ・20年度に向け、「障害者就業・生活支援センター」について、関係機関との連絡調整を担う「就労支援コーディネーター」を配置する等体制・機能の強化を図る。 ・就職件数の大幅な増加を図る。 ・20年度においては、障害者雇用状況報告において、雇用率達成企業の割合が5割を超えることを目指す。	
	「障害者就業・生活支援センター」による一貫した支援の全国展開		「障害者就業・生活支援センター」の体制・機能強化		・21年度までの3年間に集中的に実施		
	・就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を全国的に展開		・「障害者就業・生活支援センター」について、体制・機能を強化				
	ハローワークによる取組の強化				・21年度までの3年間に集中的に実施		
○関係者の意識改革	障害者雇用に関する意識改革				・21年度までの3年間に集中的に実施	・法定雇用率達成市町村機関割合の向上を図る。20年度においては、公的機関に対して、法定雇用率達成に向けた目標を設定し、目標達成に向けた指導を徹底していく。 ・38の都道府県教育委員会に対し、障害者採用計画に基づく障害者の採用を行うよう、適正実施勧告を行った(19年10月31日)。 ・ハローワーク等を通じて周知・啓発を実施。20年度において、地域の事業主団体を活用した「障害者雇用に関する意識改革促進事業」の実施を予定。 ・都道府県労働局において、職場実習のための事業所面接会を実施中。20年度において、障害者雇用の底上げのための意識改革・就労支援ネットワーク形成推進事業の実施を予定。また、引き続き職場実習のための事業所面接会を実施すること等を予定。	
	・公的機関に対する雇用率達成指導を徹底 ・企業経営者、労働組合、従業員に対し、障害者雇用に向けた理解を促進 ・福祉施設、特別支援学校及び企業との相互の協力関係の構築を通じた雇用機会の拡大						

<p>(2)「工賃増5か年計画」による福祉的就労の底上げ ①「工賃増5か年計画」を全国で策定、推進</p>	<p>「工賃増5か年計画」の策定 〔・地域の産業界や労働行政とのネットワークを構築する。〕</p>	<p>「工賃増5か年計画」の推進 ・各都道府県が策定した工賃増5か年計画をもとに、各事業所で工賃増に向け、具体的な事業を実施。</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・各都道府県において地域の産業界や労働行政とのネットワークを構築し、「工賃増5か年計画」を策定。 ・20年度には、事業所職員等の意識改革や個別事業所に対するコンサルタント派遣事業の拡充等を実施。</p>
<p>②企業の経営手法の活用</p>	<p>就労支援に関わる職員、利用者(当事者)、保護者の意識改革</p>	<p>〔引き続き意識改革を図る〕</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・先駆的な取組を行っている事業所をモデル事業所と位置付け、ノウハウを広く普及。 ・各都道府県等を通じて周知・啓発を実施。</p>
<p>③工賃水準の確保につながる企業からの発注に対する措置</p>	<p>企業からの仕事発注を奨励する仕組みの対象拡大 ・障害者に対する企業からの仕事の発注を奨励する仕組みについて、広く福祉施設や小規模作業所等が対象となるよう、その対象範囲を拡大。 ・企業等に対し、仕事の発注を奨励する仕組みの利用を促す。 ・福祉施設等に対し、在宅就業支援団体への登録を勧奨する。</p>	<p>企業からの仕事を発注する仕組みの利用促進 〔企業等に対し、引き続き、利用を促す。〕 ・福祉施設等に対し、引き続き、在宅就業支援団体への登録を勧奨する。</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・都道府県労働局において、就労支援セミナー、事業所見学会を実施中。 ・20年度に向けて、引き続き、就労支援セミナー、事業所見学会を実施すること等を予定。</p> <p>・19年5月16日付け通達にて、都道府県労働局あて在宅就業障害者支援制度の対象の拡大について改正を通知し、あわせて企業や福祉施設等への周知を依頼。 ・地方版円卓会議で、企業や福祉施設等に周知を図った。</p> <p>・20年度についても、引き続きハローワーク等を通じて周知・啓発する。</p>
<p>(委員会等における検討の実施)</p>				
<p>(報告書・指針等のとりまとめ)</p>				
<p>(法令等の制定・改正) ○障害者雇用促進法制の整備</p>	<p>障害者雇用促進法の改正 〔・障害者雇用促進法制の見直しについて、8月に研究会報告書を取りまとめ、秋以降、審議会にて引き続き検討を行った。 ・次期通常国会に改正法案を提出を検討審議会において検討し、20年2月、諮問答申を行った。〕</p>			<p>・障害者雇用促進法制の見直しについて、研究会の報告書を公表(19年8月7日)。引き続き審議会において検討し、19年12月19日に労働政策審議会から意見書が提出された。これを踏まえ、20年2月4日に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」を取りまとめ、労働政策審議会に諮問し、同日、同審議会から厚生労働大臣あて答申が行われた。 ・これを受け、第169回通常国会に改正法案を提出する予定。</p>
<p>(その他) 税制上の措置</p>		<p>・障害者就労支援事業所に対して、資産を譲り受け、又は役務の提供を受けた対価として支払った金額が増加した場合の割増償却制度を創設することとしている。</p>		
<p>(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)</p>	<p>(厚生労働省) ・127億6千万円</p>	<p>(厚生労働省) ・166億6千万円</p>		

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
※予算額については、上欄を参照。			
(アウトプット指標)			
(1)『「福祉から雇用へ」5か年計画』の策定			
○地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開	<ul style="list-style-type: none"> ○全自治体において「生活保護の就労支援プログラム」を策定 ・プログラム策定自治体の割合: 59.8%(18年度の実績)、100%(19年度の目標) ○母子家庭等就業・自立支援センター事業の全国展開 ・センターの設置自治体の割合(対象自治体中): 94.9%(18年度の実績)、100%(19年度の目標) ○母子自立支援プログラム策定事業、母子家庭自立支援給付金事業の事業実施率の向上 ・プログラム策定事業の自治体の割合(対象自治体中): 23.8%(18年度の実績)、46.4%(19年度見込み) ・給付金事業の自治体の割合(対象自治体中): 74.0%(18年度の実績)、82.6%(19年度見込み) ○マザーズハローワーク事業の全国展開 ・マザーズハローワーク未設置県での「マザーズサロン」設置数: 36か所(19年度の実績) ○「障害者就業・生活支援センター」の拡充 ・センター設置数: 110か所(18年度の実績)、135か所(19年度の実績) ○チャレンジ雇用の実施 ・厚生労働省での障害者受入れ数: 100人規模(19年度の目標)、79人受入れ(20年3月10日現在) ○障害者に対する「就労移行支援事業」の全国展開 ・全国で633事業所が実施(19年4月1日現在の実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター事業実施率100%の維持 ・母子自立支援プログラム策定事業の自治体の割合 73.2% ・母子家庭自立支援給付金事業の自治体の割合 91.2% ○マザーズハローワーク事業の拠点の拡充と機能の強化 ・新たな事業拠点の拡充(50か所) ・センター設置力所数の拡充(205か所) ・全府省において実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等就業・自立支援センター事業実施率100%の維持 ・23年度における児童扶養手当受給者数に対する就業相談の延べ件数を受給者数の10%とする(23年度の目標) ・21年度までに事業実施率を100%に引き上げ、その後も維持。 ・母子自立支援プログラム策定件数20,000件(23年度の目標)。 ・全障害保健福祉圏域(約400カ所)にセンターを設置。 ・全府省において実施
○ハローワークを中心とした「チーム支援」	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者就労支援チーム」による一貫した支援の全国展開 ・モデル実施数: 全国10か所(18年度の実績)、全国的に実施(19年度の目標) 		
(2)『「工賃倍増5か年計画」による福祉的就労の底上げ			
①『「工賃倍増5か年計画」を全国で策定、推進	<ul style="list-style-type: none"> ○工賃倍増計画の策定 ・策定都道府県の割合: 100%(19年度の予定) 		
(アウトカム指標)			
(1)『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定			
○地域の特性を活かした就労支援体制の全国展開	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者に対する職業能力開発の推進 ・障害者委託訓練修了者の就職率: 30.9%(16年度の実績)、40.1%(17年度の実績)、41.3%(18年度の実績) 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者委託訓練修了者の就職率: 50%(23年度の目標)
○ハローワークを中心とした「チーム支援」	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給者等について「就労支援アクションプラン」を順次実施 ・支援対象者の就職率: 49.7%(19年1月までの実績)、51.8%(20年1月の実績) ○ハローワークによる取組の強化 ・ハローワークにおける障害者の就職件数: 約4万4千件(18年度の実績)、前年度比3,500件増(19年度の目標) ・障害者雇用率達成企業割合: 43.8%(19年6月の実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の就職率: 57%(20年度の目標) ・障害者雇用率達成企業割合: 50.0%(20年6月の目標) 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象者の就職率: 60%(21年度以降の目標)
○関係者の意識改革	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用に関する意識改革 ・雇用率達成市町村機関の割合: 80%以上(19年度の目標) 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用率達成市町村機関の割合: 85%以上(20年度の目標) 	

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
4	2章1. I (3)	<p>(3)中小企業底上げ戦略</p> <p>①「生産性向上と最低賃金引上げ」に関する合意形成 中小企業等の生産性の向上と最低賃金の引上げの基本方針について、円卓会議で検討を進め、政労使の合意形成を図る。</p> <p>②「中小企業生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ 中小企業庁を中心に関係省庁において、以下を柱とする「中小企業生産性向上プロジェクト」を平成21年度までの3年間集中的に実施する。 (業種横断的な共通基盤対策) ・下請適正取引等の推進(業種ごとのガイドライン策定・遵守・普及、「独占禁止法」、「下請法」による取締り強化等) ・IT化・機械化・経営改善(コンサルティング・資金支援、流動資産担保融資保証制度・電子記録債権制度の推進、「生産性向上特別指導員」による経営指導、データベースの構築や連携・共同事業化の推進等小規模企業の強化、省エネ推進等) ・中小企業の再生(「地域中小企業再生ネットワーク」の創設) ・人材能力の向上、創業・起業支援、事業承継の円滑化(重点業種・重点地域に対する活性化策) ・小売業、建設業、対個人・事業所サービス業、繊維業、食品加工業等の生産性が低い業種、経営基盤が脆弱な地場産業、賃金水準が低い地域に対する対策の展開(「中小企業地域資源活用プログラム」の推進、地域の中小企業を支援する雇用・労働施策の活用、個別業種に対する指導・支援等)</p> <p>③ 最低賃金制度の充実 最低賃金の周知徹底や「最低賃金法」の改正(生活保護との整合性の考慮、罰則強化等)を行うとともに、上記①の政労使合意を踏まえ最低賃金の中長期的な引上げに関して産業政策と雇用政策の一体運用を図る。</p>	内閣府成長力底上げ戦略担当室(成長力底上げ戦略推進幹事会メンバー省庁のうち、特に、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省と密接に連携)

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) (2)「生産性向上プロジェクト」の推進による賃金の底上げ A. 共通基盤対策 ①下請適正取引等の推進						
	ガイドラインの策定・遵守・普及 ・業種ごとのガイドライン策定・遵守・普及		・業種ごとのガイドライン策定・遵守・普及		・21年度までの3年間に集中的に実施	<p>「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」を策定・公表(19年6月20日)。 ・業界団体、中小企業関係団体等に対し、ガイドラインの周知・遵守を要請。 ・ガイドラインの遵守、普及に引き続き取り組む。 ・「建設業法令遵守ガイドライン」元請負人と下請負人の関係に係る留意点一を策定・公表するとともに、建設業団体、日本商工会議所等を通じて建設業者及び建設工事に関わる者に幅広く周知(19年6月)。 ・また、20年度に向けて、引き続き建設業法令遵守ガイドラインの遵守・普及を図るとともに、必要に応じて同ガイドラインの充実を図る。 ・「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」を策定・公表(20年3月14日)。 ・平成20年3月末を目途に建材・住宅設備産業のガイドラインを策定する。 ・原油・原材料上昇に伴い、下請事業者に配慮要請文書を親事業者等へ発出。併せて買いたたきのガイドブック及び下請適正推進ガイドラインを周知(19年8月24日)。 ・現下の原油価格高騰に対処するため、十分な協議による運賃改定の必要性等、全国の経済団体等に対し下請・荷主適正取引推進のための緊急協力要請を実施(19年12月12日、12月18日)。 ・関係事業社団等に対して、より一層の普及啓発を図るべく、ガイドラインの周知等を要請するとともに、ガイドラインの効果の把握と今後の更なる普及、浸透を図るため等の検討に資するため、アンケート調査及びヒアリングを実施。 ・年度末に予定される事業者間の価格交渉のタイミング等も踏まえ、自動車、素材材等の関係業界団体に、ガイドラインの普及・活用状況を説明。活用状況、改善事例等の「生の声」を聞き、ガイドラインの一層の有効活用、内容改善を行っていく。 ・下請取引に係るベストプラクティスを集めたパンフレットを10万部作成し、関係事業者団体等に配布。</p>
	独占禁止法及び下請法などによる取締り強化等				・21年度までの3年間に集中的に実施	<p>買いたたき等の内容を具体化した「ポイント解説下請法」を作成し、親事業者8万社に配布。 ・19年4月から20年1月末までに下請法に基づき9件を勧告。 ・20年度に向け、独占禁止法及び下請法の厳正な運用に引き続き努める。 ・20年度に向け、事業者に対する書面調査件数を拡大する。 ・20年度予算案において、下請取引に関する「駆け込み寺」機能を持つ「下請かけこみ寺」を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及等を実施するための新規予算を要求。 ・また、20年度予算案において、独占禁止法及び下請法による取締り強化のための体制整備を図る。 ・国土交通本省に「建設業法令遵守推進室」を、各地方局内に「建設業法令遵守推進本部」を設置し(19年4月)、建設業法令違反の取締体制を充実強化。 ・建設工事に係る下請代金支払状況等実態調査の実施。 ・20年度においても、建設業法令遵守推進本部による立入調査の実施等により、建設工事の下請適正取引の推進に引き続き取り組む。 ・20年度予算において、建設工事に係る下請代金支払状況等実態調査の拡充、違法行為抑止のための内部統制システムの研究等、建設業における法令遵守の徹底のための方策を実施予定。 ・「原油価格上昇による中小企業への影響調査」の結果を踏まえ、関係事業者団体に対し下請事業者への配慮等に係る通達を発出。併せて、親事業者及び関係事業者団体に対する下請代金法違反要請の通達を発出し、買いたたき等、下請代金法違反行為の抑制を推進(19年12月27日)。 ・公取委、中企庁及び各地方事務所等の一元的な相談窓口や商工会議所及び商工会の「独占禁止法相談ネットワーク」を活用した相談等に適切に対処。また、下請法違反の疑いのある行為に関する下請事業者からの積極的な情報提供を促すべく、商工会議所等に対し要請(19年12月11日)。 ・物流事業分野における荷主と元請間の取引及び下請取引の不当行為に対する調査を専門に行う「物流調査タスクフォース」を設置(20年2月20日)。 ・荷主による独占禁止法(物流特殊指定)違反行為に対する監視を強化するため、物流事業者約3万社を対象とした特別の調査を実施(20年3月中着手)。</p>
	インターネットを活用した取引先拡大支援				・21年度までの3年間に集中的に実施	<p>取引拡大や販路開拓のための取引マッチングシステム「ビジネス・マッチング・ステーション」を開始(19年4月1日)。平成20年2月末時点の登録企業者数の実績は約1万8千件、平成20年1月末時点の取引あっせん件数の実績は約2万8千件。</p>
②IT化・機械化・経営改善	流動資産担保融資、電子記録債権制度の活用等の推進		小規模企業の強化 ・情報、人材、資金面での支援体制の強化、コーディネーター(生産性向上特別指導員)の配置、データベースの構築、連携・共同事業化を推進。		・21年度までの3年間に集中的に実施	<p>「中小企業信用保険法」の一部を改正し(19年6月1日公布、8月4日施行)、流動資産担保融資保証制度を創設。すでに同保証制度の普及のために金融機関団体等への説明を積極的に実施し、広報活動(8月には、政府公報の活用、信用保証協会を通じて金融機関・中小企業向けのパンフレット作成・配布、情報誌の発行、メルマガの配信)などを実施。 また、20年1月には、流動資産担保融資保証制度の新聞広告を実施。今後も広報活動を検討中。 ・流動資産担保融資(ABL)の普及・推進のため、金融機関、商社、サービス事業者、物流事業者等を会員とした団体(ABL協会)の設立(6月)を支援するとともに、金融機関や関係事業者等を対象としたシンポジウムを開催(9月)。またABLの推進に向けての環境整備に関する研究会を実施中(9月～3月)。 ・電子記録債権制度について、ユーザーの利便性に配慮された制度となるよう関係者の意見集約を図る研究会を実施中(11月～3月)。 ・20年度に向け、(1)小規模企業等の財務等の情報を蓄積し、マル経融資等の円滑な資金供給や経営支援に活用するためのデータベース構築、(2)小規模企業等の抱える諸課題の把握、企業ニーズに対応した人材の派遣や経営支援を行う応援コーディネータを配置する先進的な拠点の整備等を検討中。</p>
	低利融資の金融措置等による中小企業の新事業展開の促進				・21年度までの3年間に集中的に実施	<p>中小企業新事業促進法等に基づき、経営革新、新連携等の新事業展開を推進中。</p>
	商工会・商工会議所や中小企業団体中央会による経営面の指導		IT化推進による生産性向上		・21年度までの3年間に集中的に実施	<p>商工会・商工会議所等による、金融、税務、労務その他経営に関する指導を実施中。 ・企業内のITリテラシー向上の支援を行う人材の派遣等について、20年度新規予算で戦略的CIO育成支援事業の予算確保(平成20年度予算案額:3億円)。</p>
			SaaSサービスの開発と導入		・SaaSを利用している中小企業を50万社に拡大する。	<p>戦略的要因(IT活用の方策立案の困難性)、コスト要因、人的要因などにより、中小企業において未だにIT活用が進んでいない状況を踏まえ、小規模企業でも簡単に財務会計処理等を行えるユーザーインターフェースのシステムを開発し、インターネットを介しサービスを提供するプラットフォーム等を整備する。またSaaSを活用したe-tax、社会保険などの公的手続きのオンラインサービスを一体的に提供することにより、利用者の利便性・利用拡大に向けてのインセンティブとする。(政府予算案23億円)</p>
			省エネルギー推進による生産性向上・基盤強化		・21年度までの3年間に集中的に実施	<p>20年度に向けて、中小企業の省エネ推進に対する適切な措置を検討中。</p>
			設備投資、人材投資等のための金融・税制措置		・21年度までの3年間に集中的に実施	<p>20年度に向けて、中小企業生産性向上に資する設備投資・人材投資及びIT投資等の加速を図る。</p>
③中小企業の再生	「地域中小企業再生ネットワーク」の創設 ・中小企業再生支援協議会、全国本部、中小再生ファンドの連携		「地域中小企業再生ネットワーク」の推進		・21年度までの3年間に集中的に実施	<p>北海道ファンドが組成され(19年6月11日)、中小企業再生ファンドの組成は全国で15件となった(15ファンドの出資金は483億円。20年1月末現在)。 ・20年度予算において、各地の再生支援協議会体制の強化(常駐専門家200名→300名等)・全国本部体制の強化(常駐専門家5名→20名等)等、各地の再生支援協議会の機能強化のための経費を計上した。</p>

④中小企業の人材能力の向上	<p>OB人材と中小企業のマッチング</p> <p>地域中小企業の人材育成に向けた取組</p> <p>・高専・工業高校といった教育機関等との連携 ・中小企業の労働者の職業能力向上や熟練技能の継承発展、起業等を希望する労働者等に対する能力開発支援</p>	<p>「新現役チャレンジプラン(仮称)」の創設</p> <p>・高専・工業高校といった教育機関等との連携 ・大企業の協力促進や職業訓練に対する支援措置の拡充検討等を通じ、労働者の職業能力向上・熟練技能の継承発展を支援するとともに、起業等を希望する労働者等に対する能力開発を支援 ・生産性向上に資する雇用管理の改善等に取り組む中小企業に対する支援措置の充実・強化</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p> <p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・従来より全国の商工会議所で実施されている「企業等OB人材マッチング事業」を推進。 ・約7千9百人のOB人材の登録、約4千件の中小企業支援を実施(19年12月末現在)。 ・20年度には、企業OB人材マッチング事業を拡充させた、新現役チャレンジプラン(仮称)を創設し、①大企業から中小企業へ、②大都市から地方へ、③海外から国内へ、活躍の舞台を変えることにより、やりがい・生きがいを見出すことができる新たなシニア人材(新現役)の潮流を作り出せるよう検討中。 ・高専等の有する設備を活用し、高専の教授やベテラン技術者等の協力の下、地域の中小企業のニーズに応じた講義と実習を実施することにより、中小企業の若手技術者育成を支援。 ・各地域の産業界と工業高校、行政等が連携して、学校への企業技術者の講師派遣、教員の現場実習等を実施。 ・実践的な教育プログラムを開発。 ・地域の建設業界と工業高校等が連携した将来の人材育成を強化する取組について20年度予算として措置する予定。 ・若者を現場の中核人材として育成する「実践型人材養成システム」を、中小企業に広く普及させるため、先導的モデルづくりを委託して13の事業主団体において実施。 ・20年度において、中小企業に対する訓練経費等の支援を充実。 ・優れた技能及び指導力を有する「高度熟練技能者」を技能指導等のために企業等に派遣。20年度において、団塊世代等の優れた技能者を技能継承等に幅広く活用することを実施。 ・技能継承問題等への総合的な情報提供・相談援助を行う「技能継承支援センター」を各都道府県に設置。20年度において、引き続き「技能継承支援センター」による技能継承支援を実施。 ・起業等を希望する労働者等に対して、相談、訓練等を行い能力開発面からの支援を実施。20年度において、引き続き起業等を希望する労働者等に対して、支援を実施。 ・20年度において、中小企業労働力確保法に基づく助成措置を拡充等し、生産性向上に資する雇用環境の高度化、基盤人材の確保及び労働者の育成を支援する。</p>
⑤創業・起業等	<p>「職業能力形成システム」の中小企業への積極的展開</p> <p>中小企業技術革新制度(SBIR)の充実強化</p> <p>エンジェル税制の拡充</p> <p>「地域中小企業応援ファンド」等の形成の促進</p> <p>事業承継の円滑化</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p> <p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p> <p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p> <p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p> <p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・平成19年12月12日に「ジョブ・カード構想委員会」において最終報告が取りまとめられたところ。 ・先行プロジェクトの実施。</p> <p>・19年度特定補助金等の交付の方針を閣議決定(19年6月22日)。 ・SBIR制度特定補助金等の支出額の増大、省庁別目標額を公表。 ・20年度に向けて、段階的競争選抜方式の導入・拡大を図ることにつき検討中。 ・SBIR特定補助金等の拡充を目指す。</p> <p>・エンジェル税制については、19年度より事前確認制度等を導入。20年度税制改正においては、投資リスクが特に大きい起業期のベンチャー企業への出資についてインセンティブを強化するため、寄附金控除を適用できる制度を創設することとしている。 ・「地域中小企業応援ファンド」については、これまでに23自治体で組成済み(20年3月末現在)。 ・20年度に向けて、引き続き、地域中小企業応援ファンドの組成促進を図る。</p> <p>・中小企業の事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討し、可能な施策から実施中。事業承継税制については相続時精算課税制度の自社株式特例の創設や種類株式の評価方法の明確化を実施するとともに、事業承継支援ネットワークを構築する予算や、親族外承継に対応する制度融資の創設を行った。 ・20年度及び21年度において、事業の継続・発展を通じた雇用確保、地域経済の活力維持を図るため、以下のような事業承継円滑化のための総合的な支援策を講ずることとしている。 ①中小企業の事業承継を総合的に支援するため「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」により、下記②の税制措置の基礎となる枠組みや、遺留分の制約の解決のための民法上の特例を定めるとともに、信用保険の別枠化及び株式会社日本政策金融公庫等による代表者個人の貸付けといった金融支援措置等を講じる。(法律案については、平成20年の通常国会に提出したところ) ②非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充するとともに、対象を中小企業基本法上の中小企業全般に拡大する。なお、本制度は、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案」(前述)の制定を踏まえ、平成21年度税制改正で創設し、同法の施行の日(平成20年10月1日)を予定)以後の相続に遡って適用する。(平成20年度税制改正の要綱:平成20年1月11日閣議決定) ③あらゆる事業承継のニーズに対応したワンストップサービスを行う「事業承継支援センター」を設置する。具体的には、開業支援マッチング支援を始め、常設のセンターにおける相談窓口の設置、専門家の派遣、企業と後継者の交流会、後継者育成セミナー等を実施する。(新規) ④全国各地で中小企業の事業承継を広くかつ高度にサポートするための実務家ネットワークの構築(事業承継コーディネーターの拡充や実務家向けセミナーの実施等)、シンポジウムや経営者向けセミナー等による中小企業経営者への普及啓発、事業承継問題を総合的に検討するための事業承継協議会の運営等を実施する。(拡充) ⑤平成19年度に創設された事業譲渡等に係る制度融資に加えて、相続等により株式等が分散すること防止し、円滑な事業承継を支援するため、法人による自己株式等取得資金や後継者による経営権安定化に係る資金ニーズ等に対応した新たな制度融資の創設を図る。(拡充)</p>	
B. 重点業種・重点地域活性化策 1. 地域中小企業活性化策	<p>「中小企業地域資源活用プログラム」の推進</p> <p>・地域中小企業による地域資源(産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等)を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を促進</p> <p>「中心市街地活性化法」に基づく中心市街地の活性化</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p> <p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・第166回通常国会において「中小企業地域資源活用促進法」が成立(19年4月27日成立、5月11日公布、6月29日施行) ・地域支援事務局(19年7月に10ヵ所開設)、都道府県推進窓口(19年9月に49ヵ所開設)を通じ、地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を促進。 ・20年2月29日現在、中小企業地域資源活用促進法に基づく事業計画282件を認定。 ・20年度に向けて、新たな事業計画の認定、及び支援事務局による認定事業のフォローアップを行う。</p> <p>・中心市街地の活性化に関する法律に基づく事業者の意欲的な取組に対し、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業等により「選択と集中」の観点から重点的に支援(20年1月末現在で25件)。</p>	
2. 重点業種への対応	<p>小売・商店街振興への取組</p> <p>・商業基盤施設の整備を支援。</p> <p>中小建設業への取組</p> <p>・下請セーフティネット債務保証事業の拡充。 ・新分野進出のモデル的な取組支援、普及・啓発、新分野進出への相談に情報提供・計画策定支援等のワンストップサービス提供。 ・建設産業の電子商取引の標準規約のCI+NET等の普及を推進。</p> <p>中小サービス業への取組</p> <p>「がんばれ! 中小企業ファンド」を活用したサービス分野向けファンドの創設、製造業の管理ノウハウのサービス産業への活用等。</p> <p>生活衛生関係営業への取組</p> <p>・生活衛生営業指導センターによる指導・相談助言、政策的な低利融資。</p>	<p>・少子高齢化対策や就業機会創出等に商店街を活用するとともに、商店街の生産性向上や公共的役割の向上、地域農産地との連携等を促進</p> <p>・中小・中堅建設業者の経営革新・企業間連携の促進等資金調達。 ・新分野進出のモデル的な取組支援、普及・啓発、新分野進出への相談に情報提供・計画策定支援等のワンストップサービス提供。 ・建設産業の電子商取引の標準規約のCI+NET等の普及を推進。</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p> <p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p> <p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p> <p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・少子高齢化等対応中小商業活性化事業により全国の中小小売業者の取組に対して補助を実施(20年1月末現在で52件の事業を採択)。 ・20年度予算案において、中小商業活力向上事業として、商店街の生産性向上や農工商連携を推進する取組等について補助対象の拡充を要求。</p> <p>・下請セーフティネット債務保証事業において、下請業者が有する工事請負代金債権の流動化を促進するためにファクタリング事業者を債務保証対象に追加する制度を策定(19年7月)。 ・全国の事業者から新分野進出のモデル事業を公募、「選定委員会」の審査を経て、モデル事業を選定した(19年9月に98件。事業実施は20年2月迄)。 ・中小・中堅建設業者の経営革新への取組、経営基盤の強化を支援するため、「ワンストップサービスセンター」を運営中。 ・両事業について、20年度も継続して支援措置を行うための予算を措置する予定。 ・元請業者で構成される団体会員を対象にCI+NET導入に関する調査を実施(19年6月20日～11月末)。 ・CI+NET等の電子商取引に意欲ある地場ゼネコン等を対象にCI+NET導入促進モデル事業を実施。 ・CI+NET等の電子商取引の普及促進を推進するため、20年度においても予算を措置する予定。</p> <p>・製造業の管理ノウハウについては、「サービス産業生産性協議会」の中に、「サービスプロセス委員会」を設置(19年7月)。成功事例の紹介等の製造業ノウハウ導入にかかわる研究・実証支援を実施。全国の中小企業関連機関の窓口相談や専門人材の派遣事業等を通じて中小サービス業への普及を図る。また、協議会と連携し、製造管理ノウハウや科学的・工学的アプローチの活用、顧客満足度指数の開発・導入、人材育成等、についても支援を実施。</p> <p>・都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、営業再生特別支援事業によるものなど、経営改善等のための指導・相談助言を実施。 ・国民生活金融公庫における生活衛生改善貸付等を通じ、経営改善等の取組を支援。 ・平成20年度から、都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、新たに事業者の後継者育成、営業形態の見直し等のための事業を実施。 ・平成20年度から、国民生活金融公庫における生活衛生改善貸付について、政令改正により都道府県生活衛生営業指導センターの経営指導に基づく経営改善を図るための貸付制度の拡充を実施。</p>

<p>宿泊産業への取組</p> <p>「泊食分離」の導入等に係る実証実験や設備投資の円滑化等。</p>	<p>旅行者ニーズ対応新ビジネスモデルの確立、設備投資円滑化。</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>「泊食分離」の導入等に係る実証実験について、仙台市(作並温泉)、浜松市(館山寺温泉)、神戸市(有馬温泉)、平戸市の4地域において実施。</p> <p>・20年度より、「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく「宿泊サービスの改善・向上のための施設整備」に対する特別貸付制度を創設する。</p>
<p>中小繊維業への取組</p> <p>産地企業とデザイナーとの連携強化による商品の付加価値向上等。</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>○「東京発 日本ファッション・ウィーク(JFW)」の開催</p> <p>・高付加価値な製品を世界に向けて発信する拠点となるJFWを東京ミッドタウンを主会場として開催(19年8月、20年3月)。</p> <p>・また、産地企業の素材の魅力を世界に発信する素材の総合見本市「ジャパン・クリエーション(JC)」をJFWの傘下で開催(19年12月)。</p> <p>・20年度においては、JFWの継続的開催を通じ服飾ブランドの発信拠点を国内(東京)に整備することで、海外での発信を指向するデザイナーを国内に呼び戻し、産地企業との接点を拡大するとともに、「クリエーション・ビジネス・フォーラム(CBF)」等各種素材展を統合して「JFWジャパン・クリエーション」のマッチング・商談機能をさらに強化する。</p> <p>○「TOKYO FIBER展」の開催</p> <p>・産地企業が、工業/建築デザイナー等多分野の才能と共に、新たな素材の活用方法を提案し、市場開拓を目指す展覧会を東京及びパリで開催(19年4月:東京、6月:パリ)。</p> <p>・20年度においては、TOKYO FIBER展の第2回を開催し、日本の繊維のインテリジェント・ファイバーとしてのイメージの定着を図るとともに、非衣料の販路開拓機能を強化する。</p> <p>○「クリエーション・ビジネス・フォーラム(CBF)」の開催</p> <p>・優れた「匠」技術を持つ産地素材メーカーがクリエーションに富んだデザイナー「創」との連携を図り、差別化素材を求める川下企業「商」との新たなビジネスマッチングを実現する場となる展覧会を開催(19年11月)。</p> <p>・地域農林水産物を活用した食品の開発等を推進するため、21か所の地方食料産業クラスター協議会を通じ、58の製品開発に着手。20年度に向けても、引き続き、食料産業クラスターの形成(食品産業を中核とした農林水産業と関連産業との連携)を通じた取組に対する支援措置の確保を目指す。</p> <p>・特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく経営改善計画及び事業提携計画の承認を受けた事業者に対し、農林漁業金融公庫を通じ、当該取組に必要な資金について、本年度は38件(20年1月末現在)の融資を実施。20年度に向けても、引き続き、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく経営改善計画及び事業提携計画の承認を受けた事業者に対する支援措置の確保を目指す。</p> <p>・食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して、地域農水産物を活用した商品開発等、付加価値の向上を図る取組を実施。20年度に向けても、引き続き、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して、地域農水産物を活用したオリジナル商品開発等、付加価値の向上を図る取組を実施。20年度に向けても、引き続き、食品小売業者や商店街振興組合等が生産者団体等と連携して、地域農水産物を活用したオリジナル商品開発等、付加価値の向上を図る取組を実施。</p>
<p>食品加工業者への金融等支援、食品小売業者の人材育成、事業の共同化の推進、ブランド化、オリジナル商品の開発等を支援。</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・「21世紀新農政2006」及び「2007」において、19年度から企業参入支援総合対策により一般企業等の農業参入を促進。全国7都市で企業の農業参入促進のための研修・相談会を開催。20年度も、引き続き、企業参入支援総合対策を予算措置し、一般企業等の農業参入の一層の促進を図る。</p> <p>・林業への就業促進を図るため、地方都市において就業相談活動を実施。また、20年度に向け、効率的な森林整備に対応できる担い手の確保・育成を推進するため、低コスト施策等の実施に必要な技術の研修に対する支援を拡充。</p> <p>・漁業への就業促進を図るため、漁業就業支援フェアや長期漁業研修等を実施。また、20年度に向け、引き続き、経験ゼロから始めても就業できるトータルサポート事業の提供を図る。</p>
<p>農業への企業参入、林業・漁業就業のための技術習得等を支援。</p>		<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・「21世紀新農政2006」及び「2007」において、19年度から企業参入支援総合対策により一般企業等の農業参入を促進。全国7都市で企業の農業参入促進のための研修・相談会を開催。20年度も、引き続き、企業参入支援総合対策を予算措置し、一般企業等の農業参入の一層の促進を図る。</p> <p>・林業への就業促進を図るため、地方都市において就業相談活動を実施。また、20年度に向け、効率的な森林整備に対応できる担い手の確保・育成を推進するため、低コスト施策等の実施に必要な技術の研修に対する支援を拡充。</p> <p>・漁業への就業促進を図るため、漁業就業支援フェアや長期漁業研修等を実施。また、20年度に向け、引き続き、経験ゼロから始めても就業できるトータルサポート事業の提供を図る。</p>
<p>業種に特化したベンチャー企業育成のための取組</p> <p>・(医薬品・医療機器分野)革新的創薬や医療機器の実用化段階の研究開発を支援。</p> <p>・(情報通信分野)ベンチャー企業育成のための情報提供を実施。</p>	<p>・(医薬品・医療機器分野)革新的創薬や医療機器の実用化段階の研究開発を支援。</p>	<p>継続して実施</p>	<p>・(医薬品・医療機器分野)独立行政法人医薬基盤研究所において、ベンチャー企業等に対してパイオニール方式による医薬品・医療機器開発に係る研究委託を実施している。20年度においても引き続き実施。</p> <p>・ICTベンチャー等のための総合的な窓口をインターネット上に開設し、事業の立ち上げや経営に関する情報提供、専門家による無料経営相談・指導などを実施中。</p> <p>・起業に必要な知識の習得や大手企業やVCとの交流、マッチングを促すため、リアルな場での各種セミナー、イベントを開催中。</p>
<p>地域の中小企業を支援する雇用・労働施策の活用</p> <p>改正地域雇用開発促進法に基づく支援を実施。</p>	<p>改正地域雇用開発促進法に基づく支援を実施。</p> <p>生産性向上に資する雇用管理の改善等に取り組む中小企業に対する支援措置の充実・強化【再掲】</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>改正地域雇用開発促進法(19年8月4日施行)に基づき、事業主に対する助成金について、中小企業の特例を設ける。また、20年度においても、同法に基づく支援を引き続き実施。</p> <p>・20年度に向け、中小企業労働力確保法に基づく助成措置を拡充等し、生産性向上に資する雇用環境の高度化、基盤人材の確保及び労働者の育成を支援する。【再掲】</p>
<p>(3)最低賃金制度の充実</p>			
<p>①最低賃金の周知徹底</p> <p>最低賃金履行確保のための全国一斉監督の実施</p> <p>最低賃金について、6月に全国一斉に、問題が多い業種を重点として、労働基準監督署が監督を実施する。</p>	<p>最低賃金履行確保のため監督</p> <p>最低賃金について、引き続き労働基準監督署が監督を実施する。</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・全国の労働基準監督署において、最低賃金の履行確保のために、11,120件の監督指導を実施し、そのうち、707件について、最低賃金法違反が認められたことから、是正指導を行った(19年6月)。</p>
<p>最低賃金の国民への広報の推進</p> <p>最低賃金の遵守に関し、6月に集中的に周知広報を実施する。(政府広報の実施、懸垂幕、ポスター、リーフレットの活用等)</p> <p>最低賃金額の改定に合わせて改定最低賃金額についての周知広報を実施。</p> <p>最低賃金法の改正内容について周知広報を実施。(リーフレットの活用等)</p>	<p>最低賃金の遵守に関し、集中的に周知広報を実施。(各種メディアを活用した広報の実施等)</p> <p>最低賃金額の改定に合わせて改定最低賃金額についての周知広報を実施。</p> <p>最低賃金法の改正内容について周知広報を実施。</p>	<p>・21年度までの3年間に集中的に実施</p>	<p>・全国紙3紙、地方紙65紙計2,688万部への記事掲載及びモバイル広報により、政府広報を実施したところ。</p> <p>・都道府県労働局庁舎等への懸垂幕等の掲出を行った。</p> <p>・周知用ポスター(28,500枚)、リーフレット(200,000部)の掲示・配布を行った。</p> <p>・業所管官庁(11省庁)、各都道府県、報道関係団体(3団体)、事業主団体・業界団体(88団体)へ最低賃金の遵守の周知徹底に係る協力要請を行った。</p> <p>・平成19年度の地域別最低賃金の改定額周知のため、周知用ポスター(30,000枚)、リーフレット(200,000部)の掲示・配布を行ったところ。</p> <p>・労働基準、月刊労災等の雑誌や厚生労働省のホームページに全国の最低賃金額の改定状況を掲載したところ。</p> <p>・業所管官庁(14省庁)、各都道府県、報道関係団体(3団体)、鉄道関係(1団体、JR各社)、事業主団体・業界団体(89団体)へ改定最低賃金額の周知広報に係る協力要請を行っている。</p> <p>・最低賃金法の改正概要について、リーフレット約205万部を事業主に配布したところ。また、説明用資料として約25万部を全国の各労働局、監督署へ配布。</p> <p>・20年度に向けては、最低賃金制度の内容及び改定された最低賃金額について、さらに、インターネットや広報媒体を活用し、使用者並びに労働者、民間団体等広く国民に周知・徹底を図る。</p>
<p>(法令等の制定・改正)</p> <p>②最低賃金法の改正</p> <p>最低賃金法の一部を改正する法律案を国会に提出し、成立。(12月5日公布)</p>	<p>20年度中に施行予定</p>		<p>第168回国会で成立。</p>
<p>(委員会等における検討の実施)</p> <p>③最低賃金引上げに向けた取組</p> <p>成長力底上げ戦略推進円卓会議</p> <p>当会議において、中小企業における生産性の向上と最低賃金の引上げの基本方針について検討を進め、政府の合意形成を図り、当該合意を踏まえ、最低賃金の中長期的な引上げに関して、産業政策と雇用政策の一体運用を図る。</p>			<p>・第3回成長力底上げ戦略推進円卓会議において以下の4点について合意(19年7月9日)。</p> <p>1)本会議は、働く人の格差の固定化を防止する観点から、中小企業等の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について、今後継続的に議論を行い、各地域の議論を喚起しながら、年内を目途にとりまとめるものとする。</p> <p>2)最低賃金法改正案については、上記の趣旨に鑑み、次期国会における速やかな成立が望まれる。</p> <p>3)政府は、労働生産性の向上に向け、「中小企業生産性向上プロジェクト」の施策の具体的な実施に全力をあげて取り組むべきである。</p> <p>4)中央最低賃金審議会においては、平成19年度の最低賃金について、これまでの審議を尊重しつつ本円卓会議における議論を踏まえ、従来の考え方の単なる延長線上ではなく、雇用に及ぼす影響や中小零細企業の状況にも留意しながら、パートタイム労働者や派遣労働者を含めた働く人の「賃金の底上げ」を図る趣旨に沿った引上げが図られるよう十分審議されるように要望する。</p> <p>・平成19年12月26日に開かれた第4回成長力底上げ戦略推進円卓会議において、中小企業等の生産性向上と最低賃金の引上げに関する基本方針については、その後、最低賃金法改正法案の成立までに時間を要したことや依然として労使の意見の隔たりが大きいことにかんがみ、年内にこだわらず議論をすることとされた。</p>
<p>(報告書・指針等のとりまとめ)</p> <p>(その他)</p>			

(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	(経済産業省) 164.2億円	(経済産業省) 419.6億円	
	(厚生労働省) 77.0億円	(厚生労働省) 211.6億円	
	(農林水産省) 97.2億円	(農林水産省) 86.6億円	
	(国土交通省) 8.2億円	(国土交通省) 8.56億円	
	(公正取引委員会) 0.9億円	(公正取引委員会) 1.2億円	

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ※予算額については、上欄参照			
(アウトプット指標) (2)「生産性向上プロジェクト」の推進による A.共通基盤対策 ①下請適正取引等の推進 ○ガイドラインの策定・遵守・普及 ②IT化・機械化・経営改善 ○商工会・商工会議所や中小企業団体中央会による経営面の指導 ③中小企業の再生 ○「地域中小企業再生ネットワーク」の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の策定業種数:7業種(19年6月現在の実績) ・「建設業法令遵守ガイドライン」の策定(19年6月現在の実績) ・中小企業再生ファンドの組成数:15件、出資金合計:483億円(20年1月末現在の実績) ・中小企業再生支援協議会は、15年2月の設置以来、これまで再生計画策定支援件数等:13,479社からの相談に応じ、2,069件の再生計画の策定を支援。うち、既に1,650件の再生計画策定完了、約10万人の雇用を確保(19年12月末現在)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的CIO派遣企業数:100企業(20年度予算要求ベース) 	
④中小企業の人材能力の向上 ○OB人材と中小企業とのマッチング ○地域中小企業の人材育成に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・OB人材登録数:約7千9百人、支援実施件数:約4千企業(19年12月末現在の実績) ・高専との連携による研修の実施回数:1590回(18年度実績) ・工業高校と連携による講師派遣や現場実習等について、参加工業高校数:79校(19年度目標) 		
⑤創業・企業等 ○「地域中小企業応援ファンド」の形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ファンド採択数:18件(19年11月末現在の実績) 		
○事業承継の円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ・2,000億円程度の枠を確保(19~23年度の目標) ・事業承継センターの設置数:100か所(20年度までの目標) 		
B.重点業種・重点地域活性化策			
①地域中小企業活性化策 ○「中心市街地活性化法」に基づく中心市街地の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業等による支援採択事業数:25件(20年1月末現在の実績) 		
②重点業種への対応 ○小売・商店街振興への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化等対応中小商業活性化事業による中小小売業者への補助事業採択件数:52件(20年1月末現在の実績) 		
○中小建設業への取組 ・新分野進出のモデル的な取組支援、普及・啓発、新分野進出への相談に関する情報提供、計画策定支援等のワンストップサービスの提供 ・「ワンストップサービスセンター」の設置数	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業選定件数:98件(19年度実績) ・「ワンストップサービスセンター」に寄せられた相談件数:約3,000件(19年度見込み) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業選定件数:100件(予定) ・「ワンストップサービスセンター」に寄せられた相談件数:約4,000件(20年度見込み) 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業選定件数:100件(予定) ・「ワンストップサービスセンター」に寄せられた相談件数:約5,000件(21年度以降見込み)
○生活衛生関係営業への取組 ・生活衛生営業指導センターによる指導・相談助言、政策的な低利融資	<ul style="list-style-type: none"> ・営業再生特別支援事業関係相談助言等の件数:約2万件(19年度の目標) 		
○宿泊産業への取組 ・「泊食分離」実証実験の実施地域数	<ul style="list-style-type: none"> ・4地域(19年度の予定) 		
○中小繊維産業への取組 ・産地企業とデザイナーとの連携強化による商品の付加価値向上等	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京発 日本ファッション・ウィーク(JFW)」の開催数:2回(19年度の実績) ・「ジャパングリエーション(JC)」の開催数:1回(19年度の実績) ・「TOKYO FIBER展」の開催数:2回(19年度の実績) ・「クリエーション・ビジネス・フォーラム(CBF)」の開催数:1回(19年度の実績) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京発 日本ファッション・ウィーク(JFW)」及び「JFWジャパン・クリエーション(JFW-JC)」の継続開催(年2回) 	
(アウトカム指標)			
B.重点業種・重点地域活性化策			
①地域中小企業活性化策 ○「中小企業地域資源活用プログラム」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・同プログラムによる新事業の創出件数:1,000件(19~23年度の目標) 		

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
5	2章1. II (1)	①「ITによる生産性向上」 ・IT投資の選択と集中に向け、業種・製品ごとのソフトの標準化・共同開発、ソフト部品産業の競争力を強化する。 ・ASP、SaaSの普及促進など中小企業のIT化の基盤を整備する。 ・産業横断的な合意形成の場を平成19年度内に設定する。 ・平成22年度までに、国際的な標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築する。 ②「ICT産業の国際競争力強化」 ・「ユビキタス特区」を平成19年度内を目途に創設、世界最先端ICTサービスが開発・利用できる環境の整備、電波の二次取引の拡大への取組を進める。 ・「ICT改革促進プログラム」に基づき、通信・放送分野の改革を加速化するとともに、ICT産業の国際競争力を強化する。 ③「世界最先端の電子政府の実現」 ④「テレワーク人口倍増の実現」 ⑤「情報セキュリティの向上」	総務省情報通信政策課 経済産業省情報政策課 他

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○共通基盤的な製品組込みソフトウェアや情報システムの技術開発 ○ユビキタス特区の創設 (平成20年1月に「ユビキタス特区」を創設。通信と放送、固定と移動を融合・連携させ、ICTによる新たな価値創造につながる実証プロジェクトを推進し、他国とも連携して日本主導による国際展開可能な「新たなモデル」を確立する。) ○SaaSサービスの開発と導入等中小企業の利用しやすい新たなサービスの普及促進のための共通基盤整備 ○IT経営支援隊による中小企業に対するIT経営に関する普及・啓発活動 ○中小企業の現場に出向き、サポートを行う体制の整備 ○電子タグ・EDIの共通基盤の構築 ○電子タグの高度活用技術に関する研究開発 (電子タグの高度活用に必要「①相互変換ゲートウェイ技術」「②セキュリティ適応制御技術」「③シームレス・タグ情報管理技術」の研究開発を行うもの。)	6月:研究会中間取りまとめ 6月:報道発表 9月:ユビキタス特区に関する提案を募集。 11月:関係府省等へ働きかけ 1月:ユビキタス特区の創設 6月:中小企業IT化推進懇談会 6月:電気・電子情報連携推進協議会を設立 9月:繊維産業情報化基盤策定調査委員会を設立 11月:EDIオープン化委員会を設置 平成16年度より、左記3技術の研究開発を実施	共通基盤の技術開発 開発と導入 支援体制の整備 システムの構築	(目標) 選択と集中によるIT投資を行っている企業数を増加させる。 (目標) 平成23年度を目途に、情報通信産業の実質GDPを約120兆円にする。(平成17年時点では、約66.8兆円) (目標) SaaSを利用している中小企業を50万社に拡大する。 (目標) IT経営の成功事例を2010年(平成22年)までに1000件公表する。 (目標) 平成22年度までに、基幹業務にITを活用する中規模中小企業の割合を60%以上とする。 (目標) 電子タグの出荷枚数を数億枚にまで拡大する。(平成17年時点では、約8千万枚)	○平成19年1月より「IT化の進展と我が国産業の競争力強化に関する研究会」を開催し、6月に中間取りまとめを行ったところ。20年度早期にIT投資効率化のための業界横断的な協議会を設立予定。また、IT投資の効率性を高めるため、情報家電等の開発効率の向上等に関する共通基盤的な技術開発を行う。(政府予算案8億円) ○平成19年6月、「ユビキタス特区」の創設について、報道発表。8月まで地域及び利用可能な周波数帯について調査を実施し公表。9月から10月まで提案を募集し、11月から提案内容を踏まえ関係府省等への働きかけを行うとともに、提案評価を実施。平成20年1月に、28の市町村で展開される22のプロジェクトを決定(第1次)し、「ユビキタス特区」を創設。平成20年3月を目途に第2次の決定を行う予定(政府予算案20億円)。また、省令改正等により、周波数等をあらかじめ公示することにより短期で免許処理が可能となる特定実験試験局制度を創設する予定。 ○小規模企業でも簡単に財務会計処理等を行えるユーザーインターフェースのシステムを開発し、インターネットを介しサービスを提供するプラットフォーム等を整備する。(政府予算案23億円) 【課題】 中小企業においては、戦略的要因(IT活用の方策立案の困難性)、コスト要因、人的要因などにより未だにIT活用が進んでいない状況。 ○平成19年6月に中小企業のIT化に関わる幅広い関係者が会する懇談会を実施。また新たに「中小企業IT経営力大賞」を創設し、平成20年2月に成功事例を公表。平成20年度以降も、中小企業経営者等を対象にしたIT経営の手法を学ぶための研修会の開催や、IT経営の成功事例の収集・普及等を全国各地で実施する。(政府予算案8.3億円) 【課題】 中小企業においては、戦略的要因(IT活用の方策立案の困難性)、コスト要因、人的要因などにより未だにIT活用が進んでいない状況。 ○中小企業の立場に立つて助言できる専門家を長期間継続的に派遣することで、IT活用の問題・課題を解決する支援体制を整備する。(政府予算案3億円) 【課題】 中小企業においては、戦略的要因(IT活用の方策立案の困難性)、コスト要因、人的要因などにより未だにIT活用が進んでいない状況。 ○平成19年6月、電気・電子分野における共通基盤を構築することを目的として電気・電子情報連携推進協議会を設立し、繊維分野については9月に繊維産業情報化基盤策定調査委員会を設置している。また、住宅・建材分野においても、平成19年11月にEDIオープン化委員会を設置。また、平成19年12月には業種横断的な議論形成の場として「EDI推進協議会」を拡充改組する形で「次世代EDI推進協議会」を設置。製品に含まれる化学物質や製品安全に関わる情報などを電子タグやEDIを活用することにより、企業・業種・業界の壁を超えて共有できるようにするためのシステムを構築する。(政府予算案1.8億円) ○中小企業の生産性向上を図るため、EDIと基幹業務が有機的に連携した効率的なITネットワークシステムの構築を支援する。(政府予算案1.5億円) ○ネットワークの活用を前提とした総合的なコード体系やASP・SaaSの連携等のための共通基盤の整備に係る実証研究を行う。(政府予算案1億円) ○平成16年度より、異なるプラットフォーム間で電子タグ情報を流通させるために「①相互変換ゲートウェイ技術」「②セキュリティ適応制御技術」「③シームレス・タグ情報管理技術」について基礎実験を行う等、必要な基盤技術を開発してきたところ。平成19年度はこれまで開発した技術を用いて総合的な技術検証を実施するとともに、その結果を踏まえ、汎用化に向けて各技術のインターフェースに係る仕様書を公開した。 【課題】 現在、物品のトレーサビリティなど、電子タグを利用したアプリケーションの開発・利用が進んでいるが、業種・業界を越えた連携が不足しているため、部分的な利用にとどまっている。(平成19年度:約		
(委員会等における検討の実施) ○ASPICと合同で「ASP・SaaS普及促進協議会」の設立 ○産業横断的な合意形成の場の設立 ○セキュリティ人材の育成支援に関する連絡会の設立	事業者の認定制度等について検討、年度内に一定の結論を得る。 産業横断的な合意形成の場を設立を図り、この合意形成の場を通じて、国際的な標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築することを目指す。 12月 業界横断的な情報セキュリティ人材の育成支援に関する連絡会の設立を目指す。	19年度の検討結果を踏まえ、実証実験等を実施し、年度内にとりまとめを行う。 実証研究等の実	○「ASP・SaaS普及促進協議会」において、安全・信頼性、事業者の認定制度、事業者間連携等について検討中。20年度内に一定の結論を得る。 【課題】 ユーザーたる中小企業の、ASP・SaaSに対する認知度が依然として非常に低い。 ○EDIについては、旅行分野、食品分野、建設分野など幅広い業界団体の参加の下、EDI推進協議会において、EDIの普及や標準化を推進してきたところ。今後は、電子タグに関する標準化を推進している電子商取引推進協議会等と連携し、関係省庁の協力を得ながら、幅広い業界の参加を促すことを目的とし、産業横断的な合意形成の場として「次世代EDI推進協議会」を設置。また、この合意形成の場を通じて、国際的な標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を業種横断的に構築することを目指す。 ○「ICTによる生産性向上に関する検討委員会」において、20年度内に結論を得る予定で検討中。 【課題】 取引先の多様化やグローバル化などにより、業界間取引や国際取引が進展する中、業界を越えたEDIの標準化や、電子タグまでも含めた標準化、国際標準化ができていない。また、環境リサイクル、製品安全などの社会的課題に対応していくうえで、サプライチェーン全体を通じての環境・製品情報が共有されていない。 ○平成19年10月に、業界横断的な情報セキュリティ人材の育成支援に関する連絡会として情報セキュリティ人材育成のための教育プログラムを運営する10団体により情報セキュリティ教育事業者連絡会(ISEPA:Information Security Education Providers Association)が発足した(内閣官房情報セキュリティセンター、総務省及び経済産業省はオブザーバーとして参加)。			
(報告書・指針等のとりまとめ) ○SaaS・ASP向けサービスレベル合意のガイドラインの整備 ○「中小企業IT経営ロードマップ」の策定 (中小企業の規模、業態に応じたIT導入を支援するため、「中小企業IT経営導入ロードマップ」を策定。これをベンチマークとすることにより、各々の企業の身の丈や問題状況にあったIT導入を実現。) ○「ICT生産性加速プログラム」の策定・公表 ○オンライン利用促進対象手続に選定された手続における利用促進計画の見直し (「国・地方公共団体のオンライン利用率を2010年度までに50%以上(「IT新改革戦略」)目標達成に向け、オンライン利用促進対象手続(165手続)を選定。その各手続毎に作成される行動計画。) ○「ICT国際競争力強化プログラム」の策定・公表 (例) ・「ICT国際競争力強化重点技術戦略」の策定 ・通信と放送に関する総合的な法体系の検討	平成20年1月に策定・公表 2007年度中に策定 具体的内容について、20年度上期までに結論を得る。 オンライン利用促進計画の取組実績及び目標達成状況を踏まえ、2010年度までの取組方針を策定する。また、ワンストップで提供すべき個別の手続群について、業務フローやデータ連携に関する具体的検討を実施。 本年夏に同戦略を策定。 研究会の開催 12月:報告書	実証研究等の実 強化重点技術の研究開発を実施。 情報通信審議会における検討	○SaaS・ASP型取引に係る紛争を未然に防止するため、情報システムに関する既存のサービスレベル契約の中から、固有の事項を抽出し、体系化し、サービスレベル合意に関するガイドラインを平成20年1月に策定・公表。 ○平成19年4月に「ITの戦略的導入のための行動指針」および「IT経営力指標」を公表。多種多様な中小企業の経営課題やニーズに応じてわかり易く示した「中小企業IT経営ガイド」を、平成20年4月からの活用に向けて策定中。 【課題】 中小企業においては、戦略的要因(IT活用の方策立案の困難性)、コスト要因、人的要因などにより未だにIT活用が進んでいない状況。 ○平成19年6月に、ICT利用産業の生産性を向上させるため、「①総合的なコード体系の整備」「②業種・業界横断的な電子タグの利用環境整備」「③ASP・SaaSの普及促進・高度化方策」を内容とした「ICT生産性加速プログラム」を策定・公表。これら具体的な内容について、「ICTによる生産性向上に関する検討委員会」において、20年度上期までに結論を得る。 ○利用率の目標を達成するため、2007年度までのオンライン利用促進計画の取組実績及び目標達成状況を踏まえ、2008年度までの限り早期に2010年度までの取組方針を策定し、着実にオンライン利用率の向上に努める。また、国・地方を通じた複数手続をワンストップで申請可能にする次世代電子行政サービス基盤の標準モデルの構築に向け、20年度は、ワンストップで提供すべき個別の手続群について、業務フローやデータ連携に関する具体的検討を行う。 ○上記の財務会計処理を行えるSaaSプラットフォームについては、SaaSを活用したe-tax、社会保険などの公的手続きのオンラインサービスを一体的に提供することにより、利用者の利便性・利用拡大に向けてのインセンティブとする。(政府予算案23億円(再掲)) ○ICT産業の国際競争力を強化するため、関連施策に取組んでいるところ。具体的には、①平成20年1月に、28の市町村で展開される22のプロジェクトを決定(第1次)し、「ユビキタス特区」を創設。②平成19年8月に「ICT国際競争力強化重点技術戦略」を策定し、平成20年度における研究開発の重点テーマを策定。平成20年度、これら重点技術の研究開発を実施する。また、通信と放送分野の改革推進のため、通信・放送の融合・連携に対応する法制度の在り方に関して、平成18年8月から開催された「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」において、平成19年12月に報告書が取りまとめられ、通信・放送の総合的な法体系の基本的枠組みの骨子が提示された。具体的な制度設計に向けて、平成20年2月に情報通信審議会に諮問。2010年(平成22年)の通常国会への法案提出を目指す。			

<p>○「テレワーク人口倍増アクションプラン」のとりまとめ</p> <p>○各省庁がセキュリティの観点から参照すべきガイドラインの策定</p>	<p>関係省庁において、「テレワーク人口倍増アクションプラン」に位置づけられた施策を推進。</p> <p>19年度内にガイドラインを策定</p> <p>ガイドラインの向上に向けて継続的に検討</p>	<p>〔目標〕 就業人口に占めるテレワーカーの比率を、2倍にする。(平成17年時点で約10%)</p> <p>〔目標〕 2008年度以降に開発されるシステムが原則、「政府機関統一基準」を100%満たす。</p>	<p>○平成19年5月に、今後のテレワークの推進に向けて、「テレワーク人口倍増アクションプラン」をとりまとめ。今後、関係省庁において、同プランに位置づけられた施策を推進。</p> <p>○情報セキュリティに係る「政府機関統一基準」を満たすために有用なガイドライン(点検リスト)を19年度内に策定するべく作業中。</p>
<p>(法令等の制定・改正)</p> <p>○電波の二次取引の拡大の検討</p>	<p>電波法改正案を国会に提出</p>		<p>○無線局の免除人等が他人に無線局の運用を行わせることを可能とする制度(無線局の運用の特例制度)について、その対象を携帯電話の超小型基地局等まで拡大する「電波法の一部を改正する法律案」を平成20年2月に第169回国会に提出。</p>
<p>(その他)</p> <p>○各国との連携・協力</p>	<p>情報セキュリティ政策会議で決定した各国との連携・協力のための戦略に基づき取り組みを実施。</p>		<p>○情報セキュリティ政策会議で決定した各国との連携・協力のための戦略に基づき取り組みを実施。(平成19年8月に米国と「日米サイバーセキュリティ会合」を東京で開催し、二国間での連携などについて討議。また、平成20年度にASEAN諸国との間で、第1回アジア情報セキュリティ会合(仮称)を開催するべく調整中。)</p> <p>【課題】 戦略の着実な実施のためのリソース確保(特に、アジア地域での貢献のためのリソースや、我が国で国際会議を開催するためのリソース)</p>

<p>(参考)</p> <p>主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)</p>		<p>経済産業省: ①IT投資効率性向上のための共通基盤開発プロジェクト:8億円 ②中小企業経営革新プラットフォーム整備事業:23億円 ③電子商取引・電子タグの共通基盤構築:12.3億円</p> <p>総務省: ①生産性向上のためのICT共通基盤整備:1億円 ②ユビキタス特区事業の推進:20億円 ③ICT分野の国際競争力強化:157.2億円(①と②含む)</p>	
--	--	--	--

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
<p>(アウトプット指標)</p> <p>○ASP・SaaSを利用する中小企業数</p> <p>○国際的標準と調和した電子商取引や電子タグ利用等の共通基盤を利用している企業数</p> <p>○電子タグの出荷枚数</p> <p>○申請・届出等におけるオンライン利用率</p> <p>○就業人口におけるテレワーカーの比率</p> <p>○ガイドラインに基づいた要件を満たしている2008年度以降に開発されるシステムの比率</p>	<p>○少数</p> <p>○1億強</p> <p>○15.3%(平成18年度)</p> <p>○10.4%(平成17年度)</p>		<p>○50万社 ○1万社</p> <p>○数億強</p> <p>○2010年度に50%以上。 ○平成22年までに、テレワーク人口比率を2倍。 ○原則100%</p>
<p>(アウトカム指標)</p> <p>○情報通信産業の実質GDP</p>	<p>○66.8兆(平成17年)</p>		<p>○平成23年度を目途に120兆。</p>

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
6	2章1.Ⅱ	① 「地域力再生機構」の創設 地域の企業、地域金融機関、地域全体の一体的な再生・強化を、自治体と連携しつつ支援することを目的とする「地域力再生機構」の創設に向けて、他施策との役割分担・連携等も踏まえ具体的な検討を進める。 ② 地域金融機関の収益基盤強化 金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の策定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。	内閣府地域力再生機構(仮称)準備室 金融庁監督局銀行二課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○地域力再生機構の創設			地域力再生機構の創設			○地域力再生機構の創設に向けた具体的な検討 ・6月28日に大田大臣主催により「地域力再生機構(仮称)」研究会を開催。8月7日に中間報告をとりまとめ、同日経済財政諮問会議に報告。20年度創設の基本的方向性が了承された。 ・12月20日に開催された第7回研究会において、最終報告を取りまとめ、翌日の経済財政諮問会議に報告。 ・2月1日に「株式会社地域力再生機構法案」を閣議決定、国会へ提出。
(委員会等における検討の実施) ○「地域力再生機構(仮称)」研究会(大田大臣主催の「地域力再生機構(仮称)」研究会において、機構の詳細設計等について具体的な検討を行う。)	6月28日	12月20日				○地域力再生機構の創設に向けた具体的な検討 ・6月28日に大田大臣主催により「地域力再生機構(仮称)」研究会を開催。8月7日に中間報告をとりまとめ、同日経済財政諮問会議に報告。20年度創設の基本的方向性が了承された。 ・12月20日に開催された第7回研究会において、最終報告を取りまとめ、翌日の経済財政諮問会議に報告。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(金融庁は、地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を平成19年度に監督指針に盛り込むとともに、地域金融機関における自らの収益基盤強化のための新たなプランや目標の策定を推進する。また、金融機関の取組の効果を総合的に把握して、年1回実績を公表する。) (地域密着型金融の推進に関する取組に関しては、金融再生プログラムにおいて、中小・地域金融機関の不良債権比率については主要行と同様に半減を目標とするにはなじまないことから始まっており、また、各種取組手法についても、各金融機関の経営判断のもと、自主的に目標を設定して取組むこととされていることから、一律な定量的目標を掲げるにはなじまない。また、新たな事業等を実施するものでもないため、資源投入量を評価することにもなじまない。)	8月24日		フォローアップの実施	フォローアップの実施		○地域金融機関の収益基盤強化 地域密着型金融の一層の推進に向けた取組を盛り込んだ「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を8月24日に改正し、金融機関の取組状況を総合的に把握して年1回実績を公表するなど、恒久的な枠組みの中でフォローアップを行うこととした。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○「地域力再生機構(仮称)」研究会最終報告のとりまとめ	8月7日	12月20日				○地域力再生機構の創設に向けた具体的な検討 ・6月28日に大田大臣主催により「地域力再生機構(仮称)」研究会を開催。8月7日に中間報告をとりまとめ、同日経済財政諮問会議に報告。20年度創設の基本的方向性が了承された。 ・12月20日に開催された第7回研究会において、最終報告を取りまとめ、翌日の経済財政諮問会議に報告。
(法令等の制定・改正) ○地域力再生機構(仮称)の創設に係る法案の提出			2月1日			・2月1日に「株式会社地域力再生機構法案」を閣議決定、国会へ提出。
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は予算政府案)						内閣府(予算措置) ・地域力再生機構への出資財源として財政投融资特別会計出資金100億円、資金調達に係る政府保証枠1.6兆円、監督体制等の整備に係る費用31百万円 (税制改正要望) ・機構に課される登録免許税の免除、機構の法人事業税資本割の軽減

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ○地域力再生機構の監督体制等の整備に要した経費、人員		※予算措置は上記参照	
(アウトプット指標) ○支援対象企業のROE			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
7	2章 1 II (2)	<p>③ 第三セクターの経営再生</p> <p>地方公共団体については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方の自己規律による財政健全化を促進する。その際、地方公共団体の資産債務等について、公会計の整備を促進し、国の取組に準じて、公共性を踏まえた公正な評価を行いつつ、第三セクター等については市場価格に基づく適正な評価を行い、経営再生に取り組む。債務調整について地方分権改革と一体的に整理する。</p>	総務省 自治財政局 公営企業課 地域企業経営企画室

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施)						
<p>(報告書・指針等のとりまとめ)</p> <p>○公会計の整備について、地方公共団体に対して財務書類の作成や資産評価等に関する実務的な指針を提示。</p> <p>○債務調整研究会(総務省)での議論を踏まえ、三セクの債務に対する地方公共団体の新たな損失補償付与に関するガイドライン等を策定・通知。</p> <p>○累積債務等により経営が著しく悪化している第三セクター等を対象に、新たに、経営改革に関するガイドライン等を策定・通知。</p>	<p>10月17日</p> <p>公会計モデルの公表等</p> <p>の債務調整等研究会</p>		<p>地方団体の公会計整備支援(助言等)</p> <p>フォローアップの実施</p>		<p>フォローアップの実施</p>	<p>○公会計の整備について</p> <p>(1)10月17日に「地方公会計制度実務研究会報告書」を公表し、地方団体が参考とすべき公会計モデルを提示するとともに、その作成方法や資産評価の実務手法を示した。さらに、同日付けで総務省自治財政局長通知を各地方団体に発出し、早期の財務書類の整備を要請するとともに、住民等に対する分かりやすい財務書類の公表を求めた。</p> <p>(2)10月25日から11月26日にかけて全国7つのブロックで地方公会計の説明会を実施し、地方公共団体に対して財務書類の作成方法を説明した。</p> <p>(3)12月28日に公会計に関するQ&Aを公表した。2月22日にはQ&Aの改訂版を公表した。</p> <p>(4)平成19年度中に公会計の整備状況に関する調査を実施予定。</p> <p>○三セク改革について</p> <p>10月17日に総務省の「債務調整等に関する調査研究会」において中間まとめを報告。これを受けて、平成19年度内をめぐり「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方に関するガイドライン」(仮称)を地方公共団体に通知予定。また、地域力再生機構の設立準備の状況も勘案しながら、早期に「三セク改革に関するガイドライン」(仮称)を通知予定。(10月25日、経済財政諮問会議において「三セク改革の取組」を報告。)</p>
<p>(法令等の制定・改正)</p> <p>○「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に向け、地方公共団体の意見を踏まえつつ政省令の整備を進める。</p>		<p>政省令の整備</p>				<p>○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令・地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の制定について</p> <p>平成19年12月28日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)が、平成20年2月5日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成二十年総務省令第八号)が公布。</p>
(その他)						
<p>(参考)</p> <p>主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)</p>						<p>・地方公共団体の資産債務改革及び公会計整備の推進のための調査研究に係る経費:5,521千円(新規)</p> <p>・第三セクターの経営改革に係るアドバイザーを地方公共団体に派遣するための経費:4,947千円の内数</p>

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
<p>(アウトプット指標)</p> <p>・地方公共団体による「三セク改革に関するガイドライン」(仮称)に基づく自己規制ルールの策定</p> <p>・地方公共団体による「経営検討委員会」(仮称)の設置、「改革プラン」(仮称)の策定</p>			
<p>(アウトカム指標)</p> <p>・三セクの改革</p>			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
8	2章 1 II (3)	(3)「規制の集中改革プログラム」の策定・実行 消費者の潜在ニーズを満たし、生産性を向上させるための「規制の集中改革プログラム」のうち、「成長力加速プログラム」で示した9分野について、以下のような取組を進める。これ以外の事項についても更なる検討を進め、遅くとも平成19年中に一定の結論を得る。(以下①～⑦略)	内閣府規制改革推進室

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○「規制の集中改革プログラム」のうち、「成長力加速プログラム」で示した9分野について、以下のような取組を進める(整理番号9～15で記載のため省略)。これ以外についても更なる検討を進める。	4月 6月 3 か 年 計 画 策 定	12月 3月 「 規 制 改 革 推 進 の た め の 第 2 次 答 申 」 取 組 の た り ま と め				○「規制の集中改革プログラム」の第1弾として規制改革会議が取りまとめた「規制改革推進のための第1次答申」(平成19年5月30日)の具体的施策等を踏まえ、平成19年6月22日に「規制改革推進のための3か年計画」を閣議決定。また、「規制の集中改革プログラム」の第2弾として規制改革会議が取りまとめた「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日)の具体的施策等を踏まえ、平成20年3月末に「規制改革推進のための3か年計画」を改定(閣議決定)予定。 ・今後、本計画に基づき、上記プログラムの確実な実行を図っていく。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○「規制の集中改革プログラム」のうち、「成長力加速プログラム」で示した9分野について、以下のような取組を進める(整理番号9～15で記載のため省略)。これ以外についても更なる検討を進める。	4月 6月 3 か 年 計 画 策 定	12月 3月 「 規 制 改 革 推 進 の た め の 第 2 次 答 申 」 取 組 の た り ま と め				○「規制の集中改革プログラム」の第1弾として規制改革会議が取りまとめた「規制改革推進のための第1次答申」(平成19年5月30日)の具体的施策等を踏まえ、平成19年6月22日に「規制改革推進のための3か年計画」を閣議決定。また、「規制の集中改革プログラム」の第2弾として規制改革会議が取りまとめた「規制改革推進のための第2次答申」(平成19年12月25日)の具体的施策等を踏まえ、平成20年3月末に「規制改革推進のための3か年計画」を改定(閣議決定)予定。 ・今後、本計画に基づき、上記プログラムの確実な実行を図っていく。
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
9	2章1Ⅱ(3)	① 医療分野 レセプトオンライン請求について、請求システムの標準化、互換性等の環境整備を図りつつ、期限内に確実に達成するとともに、オンライン化の進展に合わせて、社会保険診療報酬支払基金の業務フローの抜本的な見直しを前提とした効率化等、審査・支払業務の見直しを進める。また、医師と他の医療従事者の間の役割分担の見直し(業務範囲、責任の所在等)について、平成19年中に一定の結論を得る。	厚生労働省 ・保険局総務課 ・保険システム高度化推進室 ・医政局医事課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○レセプトオンライン請求について、請求システムの標準化、互換性等の環境整備を図りつつ、期限内に確実に達成する		→				○レセプトオンライン請求については、平成18年4月に省令改正を行い、平成20年度以降、原則平成22年度末までの間に順次、オンライン請求に限定していくこととした。また、統一コード等オンライン請求に当たっての一定の方式を定めたほか、既存のレセプトコンピュータ内の情報を当該方式にのっとり電子レセプトに変換するための支援ソフトを開発し、希望する医療機関に平成18年度から配賦しているところである。 ○平成19年度に「レセプトオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン」等について見直しを行い「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」との整合性を図り、レセプトオンライン請求に使用する回線の選択肢の拡大も図ったところである。 ○平成23年度の原則完全オンライン化に向けて、オンライン化が着実に進むよう引き続き努める。
(委員会等における検討の実施) ○オンライン化の進展に合わせて、社会保険診療報酬支払基金の業務フローの抜本的な見直しを前提とした効率化等、審査・支払業務の見直しを進める。 ○医師と他の医療従事者の間の役割分担の見直し(業務範囲、責任の所在等)について、平成19年中に一定の結論を得る。		→ 12月末日迄				○社会保険診療報酬支払基金の業務見直しに関しては、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)を踏まえ、平成19年12月18日、社会保険診療報酬支払基金理事長より厚生労働大臣あてに「レセプトオンライン化に対応したサービスの向上と業務効率化のための計画」が提出されたところである。 ○医師と看護師等の業務分担の実情把握等を進めており、業務分担の実情を踏まえ、医師以外の者であっても実施可能な医療行為の例や業務例を明示し、医師以外の者の積極的活用を促すなど、できるものから順次実施すべく、担当部局において検討を進め、その結果を平成19年12月28日に「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」(厚生労働省医政局長通知)として、各都道府県にお示ししたところである。今後も、各医療機関からの要望や実態を踏まえ、医師、看護師等の医療関係職、事務職員等の間での役割分担の具体例について、適宜検討を行う。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	レセプトのオンライン請求の普及促進のため、電子レセプト変換支援ソフトの維持管理等について予算額約7億円		レセプトのオンライン請求の普及促進のため、電子レセプト変換支援ソフトの維持管理等について政府予算案約25億円			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ※予算額については、上欄を参照。			
(アウトプット指標) ○レセプトオンライン請求の普及率	平成19年4月より、オンライン請求できる医療機関、薬局を厚生労働大臣が指定しており、平成20年2月現在において、既に約3,200の医療機関、薬局が指定されている。	平成20年度から病床数が400床以上で、既に電子媒体で請求しているなどの条件を満たす病院がオンライン請求に限定される。	平成22年4月までに、8割以上、平成23年4月までに、原則全てのレセプトをオンライン化
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
10	第2章1. II. (3)	② 福祉分野 育児休業の再度の取得が可能となる要件の見直しを検討し、速やかに結論を得る。	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」において、育児休業の再度の取得が可能となる要件の見直しも含め、今後の仕事と家庭の両立支援制度のあり方について検討。	9月		夏頃			○平成19年9月より「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会」を開催。 ○研究会においては、平成16年育児・介護休業法改正時の附則や、「新しい少子化対策について」(平成18年少子化社会対策会議決定)及び「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月閣議決定)等を踏まえ、育児・介護期の柔軟な働き方の充実や、再度の育児休業の取得要件の見直しを含めた育児・介護休業のあり方等の検討課題について、検討を行っているところ。 ○諸外国の制度についての有識者や、労使からのヒアリング、実態調査等を行いながら、検討課題について順次検討し、本年夏には研究会における検討結果を取りまとめる予定。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	研究会開催経費 1百万円		研究会開催経費 1百万円			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ※予算額については、上欄を参照。 研究会開催実績	第1回 9月10日 第2回 10月18日 第3回 11月29日 第4回 12月25日 第5回 1月21日 第6回 2月28日 第7回 3月11日	月1回ペースで開催	
(アウトプット指標) 研究会実績		夏頃に検討結果を取りまとめ	
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
11	2章1Ⅱ(3)	③国家公務員採用試験 再チャレンジを支援する観点から、人事院において、国家公務員採用試験の受験年齢を引き上げるための検討を平成19年中に行うよう、要請する。	人事院 人材局 企画課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○国家公務員採用試験の受験年齢を引き上げるための検討を平成19年中に行う。	人事院において検討中 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 9月～11月 国家公務員採用試験 中途採用者選考 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 9月～11月 国家公務員採用試験 中途採用者選考 </div> </div> <div style="margin-top: 10px; text-align: center;"> 10月～11月 民間企業における実態調査 </div>					○検討の一環として、民間企業における実態についての調査を平成19年10月上～11月下旬に実施し、現在、結果を集計・分析中。 ○平成19年8月、国会及び内閣に対し、人事院勧告時における公務員人事管理に関する報告において、「国家公務員採用試験は、多くの民間企業における就職試験と同様、新規卒者を中心に長期に部内育成を図ることを前提に係員を採用するための方法であり、受験資格として一定の年齢要件を設けている。年齢要件については、関係者等の意見も聴取しながら検討を行い、年齢にかかわらず外部の人材の採用を推進していくため、昨年度、公募や能力実証の一部を本院が担う経験者採用システムを導入し、6省庁7種類の選考試験を実施したところである。さらに、職業経験の有無にかかわらず、30～40歳程度の者にも就職機会を提供する仕組みとして、閣議決定を踏まえ、国家公務員中途採用者選考試験(再チャレンジ試験)を本年秋に実施するべく準備を進めている。本年6月、閣議決定において、本院に対して、再チャレンジを支援する観点から、国家公務員採用試験の受験年齢の上限に関する検討の要請が行われた。本院としては、今般改正された雇用対策法に基づく取扱いや、民間企業における実態等を適切に調査・把握しつつ、有識者及び各府省からの意見聴取を行いながら、必要な検討を行うこととしたい。」旨、表明。 なお、再チャレンジ試験については、平成19年9月9日(日)に第1ステージを実施後、10月中～11月下旬に各府省で第2ステージを実施し、同年11月30日に合格発表を行った。平成20年度は、9月7日(日)に1次選考(第1ステージ)を実施後、10月中～11月下旬に各府省で2次選考(第2ステージ)を実施し、同年11月下旬に合格発表予定。 ○総理のもとに設置された「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会」より、平成20年2月5日に採用試験の再編に係る議論を含む報告書が出されたところであり、それを受けた政府全体での検討の動向を踏まえることが必要。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
12	2章1.Ⅱ(3)	④農業分野 農業の高付加価値化、需要創出に向け、機能性米等の農産品に関連する表示の制度・運用の見直しについて、平成19年度中に結論を得る。	厚生労働省 医薬食品局食品安全部基準審査課 新開発食品保健対策室 農林水産省 ・消費・安全局表示・規格課 ・生産局生産技術課 ・技術会議事務局研究開発課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○農業の高付加価値化、需要創出に向け、機能性米等の農産品に関連する表示の制度・運用の見直しについて、平成19年度中に結論を得る。	→	→				<p>○平成19年度中に特別用途食品制度の見直しについて検討会を開催し、農産品も含めた特別用途食品の表示制度の見直しを行う方向で検討する予定。</p> <p>○農林水産省において、機能性成分に関する省内検討体制を整備し、生鮮食品の栄養成分の表示方法について、平成19年12月に厚生労働省と連携しつつとりまとめ、公表済み。さらに、生鮮食品について特別用途食品の許可取得に向け、栄養成分の安定化等に資する生産方法等について整理し、農業経営者等に対して周知を行う予定。</p> <p>○米の品種等の表示については、現在、食品の表示に関する共同会議において、検討を行っているところ。</p>
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)						<p>①青果物の栄養成分等の情報提供による消費拡大。(やさい・くだもの栄養成分情報提供推進事業:政府予算案50百万円)</p> <p>②機能性米等の新食品について、産地・企業等の関係者に対して機能性成分の表示方法等に関する情報提供を行うとともに、新食品・新素材の高品質な原料を安定供給するための技術実証・マニュアルの作成等を支援。(新需要創造対策事業:政府予算案約6億円)</p>

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標) ○機能性米等の農産品販売額			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
13	第2章1. II (3)	⑤ 安全・安心分野 安全・安心な住環境の整備、都市機能の発揮に向け、老朽マンション等の建替え・改修の促進につながる規制の見直し及び道路上部空間の有効活用に資する規制の在り方の検討を平成19年以降順次実施する。	法務省 民事局 参事官室 国土交通省 住宅局市街地建築課マンション政策室 住宅局市街地建築課 都市・地域整備局都市計画課 道路局路政課道路利用調整室

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他) ○安全・安心な住環境の整備、都市機能の発揮に向け、老朽マンション等の建替え・改修の促進につながる規制の見直し及び道路上部空間の有効活用に資する規制の在り方の検討を平成19年以降順次実施する。	○老朽マンション等の建替え・改修の促進につながる規制の見直し関係 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> アンケート調査を実施の上、ヒアリング等詳細調査を行う。 </div> 平成21年3月				○老朽マンション等の建替え、改修の促進につながる規制の見直しについては、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)における区分所有建物の建替え決議要件(区分所有者及び議決権の各5分の4以上)が重過ぎて老朽マンションの建替えが進まないという意見があることから、決議要件の緩和が老朽マンション等の建替え促進にどの程度寄与するのか等、平成19年度から平成20年度にかけて、老朽マンション等の実態調査を行うこととしている。なお、現在、アンケート調査の実施に向けた調査票の作成、発送に係る作業を進めてきているところ。	
	○道路上部空間の有効活用関係 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえて引き続き検討を行う。 </div>				○道路上部空間の有効活用に資する規制の在り方の検討については、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」に基づき、一般道路における道路空間と建築物の立体的利用が可能となる方策を検討するうえでの基礎資料とするため、都市開発事業を行う民間企業等を対象に一般道路における道路空間と建築物の立体的利用に係るアンケート調査を実施し、ニーズ把握を行うとともに、道路交通の安全性の確保等の観点から、一般道路の上空に建築物を設置する場合の課題抽出等を行っているところ。	
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	○老朽マンション等の実態調査について予算措置。		○老朽マンション等の実態調査について、20年度において措置する予定。			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
14	第2章 第1節 II(3)	⑥ 貿易・港湾 貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する(平成20年10月稼働予定)とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。	財務省、国土交通省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
<p>(事業等の実施)</p> <p>○貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する(平成20年10月稼働予定)とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。</p>	「次世代シングルウィンドウ」構築		平成20年10月 「次世代シングルウィンドウ」稼働	(目標) 平成20年10月の「次世代シングルウィンドウ」稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。		<p>○関係省庁が連携し「次世代シングルウィンドウ」の平成20年10月の稼働開始を目指して開発中。</p> <p>○港湾関連手続の書式の統一化・簡素化に向けて、国による統一モデル様式を策定し、港湾管理者に採択を要請済。(平成19年8月)</p> <p>○「港湾手続の統一化・簡素化に関する官民合同検討会」を3回開催。</p> <p>○平成20年10月に予定しているNACCSと港湾EDIとの統合に加え、その他の関係省庁の輸出入等関連情報システムの一体的運営を通じて、更なるシステムの統合を図っていく予定。</p>
<p>(委員会等における検討の実施)</p> <p>○貿易関連手続について、真に利便性の高い「次世代シングルウィンドウ」を構築する(平成20年10月稼働予定)とともに、稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。</p>	「次世代シングルウィンドウ」構築		平成20年10月 「次世代シングルウィンドウ」稼働	(目標) 平成20年10月の「次世代シングルウィンドウ」稼働後できるだけ早期に港湾関連手続の書式の統一化・簡素化及び「次世代シングルウィンドウ」への一元化を図る。		<p>○関係省庁が連携し「次世代シングルウィンドウ」の平成20年10月の稼働開始を目指して開発中。</p> <p>○港湾関連手続については、「港湾手続の統一化・簡素化に関する官民合同検討会」を3回開催。</p> <p>○平成20年10月に予定しているNACCSと港湾EDIとの統合に加え、その他の関係省庁の輸出入等関連情報システムの一体的運営を通じて、更なるシステムの統合を図っていく予定。</p>
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)						<p>○「次世代シングルウィンドウ」(府省共通ポータル)の構築・運用経費に関し、370百万円予算措置。</p> <p>○港湾関連手続の「次世代シングルウィンドウ」への一元化のために必要な港湾管理者システムの改修に係る経費への補助制度を創設。</p>

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
15	2章 1 II (3)	⑦ 官の事務・事業の見直し、民間開放 独立行政法人改革と歩調を合わせ、規模の大きな独立行政法人等を順次、個別に取り上げ、事務・事業の見直し、民間開放を推進する。	内閣府規制改革推進室

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○独立行政法人改革と歩調を合わせ、規模の大きな独立行政法人等を順次、個別に取り上げ、事務・事業の見直し、民間開放を推進する。		<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 12月 3月 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small;"> 12月 「規制改革推進 のための第2次 答申」の取 りまとめ </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small;"> 3月 3か 年計画改定 (予定) </div> </div>				○独立行政法人改革の一環として、規制改革会議において、①国からの財源措置等が巨額な独立行政法人、②その他個別の理由により取り扱う独立行政法人、③既往の答申において改革が提言された独立行政法人につき審議を行い、平成19年12月25日に「規制の集中改革プログラム」の第2弾である「規制改革推進のための第2次答申」にそれらの事務・事業の縮小、民間開放について盛り込んだ。同答申に示された具体的施策等を踏まえ、「規制改革推進のための3か年計画」を平成20年3月末に改定(閣議決定)予定。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○独立行政法人改革と歩調を合わせ、規模の大きな独立行政法人等を順次、個別に取り上げ、事務・事業の見直し、民間開放を推進する。		<div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> 12月 3月 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small;"> 12月 「規制改革推進 のための第2次 答申」の取 りまとめ </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: small;"> 3月 3か 年計画改定 (予定) </div> </div>				○独立行政法人改革の一環として、規制改革会議において、①国からの財源措置等が巨額な独立行政法人、②その他個別の理由により取り扱う独立行政法人、③既往の答申において改革が提言された独立行政法人につき審議を行い、平成19年12月25日に「規制の集中改革プログラム」の第2弾である「規制改革推進のための第2次答申」にそれらの事務・事業の縮小、民間開放について盛り込んだ。同答申に示された具体的施策等を踏まえ、「規制改革推進のための3か年計画」を平成20年3月末に改定(閣議決定)予定。
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
16	2章1. II(4)	(4) サービス・イノベーション 平成19年度中にサービス工学の研究拠点を整備し、顧客満足度指数を平成20年度から導入する等、「サービス産業生産性協議会」を活用し、サービス・イノベーションを促進する。	経済産業省 商務情報政策局 サービス政策課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
<p>(事業等の実施) サービス産業生産性協議会と連携し、以下の事業を実施する。 ○実証事業による製造管理ノウハウ適用のための新たな活用方策・適用事例の開発支援</p> <p>○業界・業種横断的なスキル標準の策定及びその能力評価制度(資格・検定)を構築する実証事業</p> <p>○個別分野(結婚紹介業等)での認証ガイドラインの策定</p> <p>○サービス認証機関に対する認定制度構築支援</p> <p>○モデル的なADR機関の立ち上げ支援</p> <p>○日本版CSIの構築支援</p> <p>○サービス研究拠点の整備</p>				20年度以降		<p>○各業界毎に実態を踏まえた生産性向上につながる製造管理ノウハウ適用のための新たな活用方策・適用事例の開発を支援するため、運営支援団体よりプロジェクトの公募を実施。審査の結果、10事業者を採択し、実証事業を実施中。</p> <p>○企業の枠を越えた業界横断的な人材育成のためのプラットフォーム構築に向けて、運営支援団体よりプロジェクトの公募を実施。審査の結果、5事業者を採択し、実証事業を実施中。</p> <p>○業界による第三者認証制度の構築を支援するため結婚相手紹介サービス業に係る認証ガイドライン作成のためのWGを設置し、5月を目途に結婚相手紹介サービス業における認証ガイドラインを策定する予定。</p> <p>○サービス認証機関に対する認定制度の構築を支援するためサービス分野における認定基準等について調査を実施。</p> <p>○ADR(裁判外紛争解決)メカニズムの構築を支援するためADR機関やその運用のあり方等について調査を実施。</p> <p>○信頼性のある業種横断的な顧客満足度指数(CSI)の構築に向けた検討を実施</p> <p>○平成20年春を目途にサービス研究拠点を整備すべく検討を実施している。なお、平成20年4月に「サービス工学研究センター」が産総研に整備される。今後は、同研究センターと協力し、サービス企業へのサービス研究の更なる浸透を図る。</p>
<p>(委員会等における検討の実施) ○「サービス産業生産性協議会」にテーマ毎に委員会を設置 各委員会で、サービス産業のイノベーションを推進するため、顧客満足度指数の開発・導入、製造管理ノウハウの活用によるサービス提供プロセスの改善、サービス品質の信頼性向上のための活動に対する支援、サービス産業人材を育成する産学連携による教育体制の充実、ベストプラクティスの選定、業界共通の人材育成プラットフォームの構築等の実施に向けて具体的検討をおこなっているところ。</p> <p>○サービス研究ロードマップの策定 サービス産業における研究課題の抽出と産学官のコミュニケーションツールの構築などを目的とした、サービス研究ロードマップを策定しているところ。</p>	<p>協議会発足、テーマ別に委員会設置 ●5月</p> <p>「経験と勘」に頼るサービス業への科学的・工学的支援の導入</p> <p>サービス提供プロセスの改善について具体的検討</p> <p>業界共通の人材育成プラットフォームの構築について検討</p> <p>サービス品質の信頼性向上のための活動に対する支援について検討</p> <p>顧客満足度指数の構築について検討</p> <p>3年間で300選の選定(目標)</p> <p>サービス研究ロードマップの策定</p>			20年度以降		<p>○平成19年5月に「サービス産業生産性協議会」発足。「サービス産業生産性協議会」にテーマ別の委員会が設けられた。</p> <p>○平成19年8月、9月に科学的・工学的アプローチ委員会を開催。既に科学的・工学的手法やITの有効活用已成功している各業界の代表者を委員とし、事例研究を中心に、多種多様なサービス業へ科学的・工学的視点を導入するための手法を検討している。</p> <p>○平成19年7月、11月にサービスプロセス委員会を開催し、多種多様なサービス分野における製造管理ノウハウの円滑な導入を図るため、各業界を代表する委員の方々の間で、その考え方や適用手法、成功事例を共有し、その効果的な普及方策について意見交換するとともに、ノウハウを有する製造業OB人材・企業のネットワーク化の進め方について検討を始めた。</p> <p>○平成19年7月、12月、平成20年3月に人材育成委員会を開催。産学連携による人材育成の取組やサービス産業におけるキャリア管理の在り方などについて事例を用いて議論を行った。引き続き、サービス産業人材を育成する体系的な教育体制の充実と産学間における対話を促進させるとともに、人材育成プラットフォームの構築を通じた産業界における戦略的人材育成の推進について検討を行うこととする。</p> <p>○平成19年8月、平成20年1月、3月に品質認証委員会を開催。認証制度によるサービス品質の信頼性向上のための活動、サービス産業における格付け等について事例を用いて議論を行った。また、平成19年12月、平成20年2月に結婚相手紹介サービス業に係る認証ガイドライン作成のためのWGを開催した。引き続き、サービス品質の信頼性向上のための活動について検討を行うこととする。</p> <p>○信頼性のある業種横断的な顧客満足度指数(CSI)の構築のため、ワーキンググループ等において検討を実施。</p> <p>○生産性向上に役立つ先進的な取組(ベストプラクティス)を「ハイ・サービス日本300選」として表彰・公表。(3年間で300選の選定を目標)</p> <p>○平成19年7月よりワーキンググループを立ち上げ、「サービス研究ロードマップ」の作成を行っている。</p>
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正) 制定・改正の予定なし。						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	17.6億円		15.1億円			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 予算措置	予算措置については上記の通り	予算措置については上記の通り	予算措置については上記の通り
(アウトプット指標) 公募事業の選定数 ガイドライン等の策定	(19年11月現在) 製造管理ノウハウ活用事例:10事業者採択 人材育成のためのプラットフォーム構築:5事業者採択		「ハイ・サービス日本300選」:H19～H21で300事業者の選定(目標)
(アウトカム指標) 長期的なサービス産業のGDPの伸び率			サービス産業活性化策の具体化によるサービス産業の効率化の進展は、地方経済の活性化、マクロ経済の生産性上昇を促すことにより、概算で0.4%程度寄与する(「新経済成長戦略」)

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
17	2章1Ⅲ(1)	① 最先端分野への政策支援(SBIR制度)の革新 ・革新的でリスクの高い研究開発を行うベンチャー企業等を対象とする段階ごとの質の高い競争選抜による新しい制度を平成20年度から順次導入する。各府省においてなされた資源配分の適正さや選抜の妥当性については総合科学技術会議等において政府横断的な事後評価を行う。 ・政府調達における情報開示、申請手続の簡素化等の徹底を図る。	内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付参事官(横断的事項担当) 経済産業省中小企業庁技術課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○総合科学技術会議等における政府横断的な事後評価 ○政府調達における情報開示、申請手続の簡素化等の徹底				政府横断的な事後評価の実施等を検討		○イノベーション25に基づき、各府省においてなされた資金配分の適正さや選抜の妥当性については、今後、総合科学技術会議等における政府横断的な事後評価の実施等を検討。 ○情報開示、申請手続の簡素化等の拡充。 ・企業の技術力等を判断するために活用できる情報(現在活用しているデータベース)の拡充及び申請手続の簡素化等を検討した。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○平成19年度特定補助金等の交付の方針	6月の平成19年度特定補助金					○以下の内容を含む平成19年度特定補助金等の交付の方針を閣議決定。(6月22日) 「平成19年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針について」(平成19年6月22日閣議決定)抜粋 2 中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための措置 (2) 中小・ベンチャー企業を対象とする段階的選抜方式の導入 国等のうち、研究開発予算の一定額以上を民間に支出している機関は、それぞれの業務内容を勘案しつつ、中小・ベンチャー企業を対象とする段階ごとの質の高い競争選抜による制度について検討し、20年度より導入を図る。 (8) 特定補助金等の事後評価の実施 国は、特定補助金等においてなされた資金配分の適正さや選抜の妥当性について、横断的な事後評価の仕方を検討する。 ・SBIR制度特定補助金等の支出額目標額を対前年度20億円増の390億円とし、省庁別目標額(総務:32.2億円、文科:36.5億円、厚労:13.5億円、農水:17億円、経産:289.7億円、国交:0.7億円、環境:0.4億円)を公表した。
(法令等の制定・改正)						
(その他) ○段階的競争選抜方式の導入・拡大を図る。 ○SBIRデータベースの拡充、見直し等を図る。	モデル事業を設計		SBIRデータベースの拡充、運用			○平成20年度事業実施に向け、「SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業の予算確保(平成20年度予算案額5億円)。 ○SBIRデータベースの内容の見直し、拡充等について検討中。
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は予算政府案)				(経済産業省) ○SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業 5億円		

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ※予算額については上欄参照			
(アウトプット指標) ○モデル事業実施件数 ○特定補助金等の目標額	○特定補助金等の目標額 平成17年度 310億円 平成18年度 370億円 平成19年度 390億円	○20件程度のF/S等を実施予定 ○前年度実績を踏まえ検討	○20件程度のF/S等を実施予定 ○前年度実績を踏まえ検討
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
18	第2章1. Ⅲ(1)	② 革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略 研究資金の集中投入、ベンチャー企業育成、医療クラスターの形成や再生医療拠点の形成等の臨床研究・試験環境の整備、アジアとの連携、新薬の上市までの期間を2.5年短縮する等の審査の迅速化・質の向上、革新的新薬の適切な評価と後発品の使用促進のための薬価制度の改革や医療機器の評価の適正化等を内容とする「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」を着実に推進する。	文部科学省研究振興局研究振興戦略官付 厚生労働省医政局経済課 経済産業省製造産業局生物化学産業課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
【研究資金の集中投入】						・橋渡し研究、がん・テラーメイド医療・再生医療・分子イメージング等に関連する研究を推進した。(文科省) ・基礎から臨床への橋渡し促進技術開発の各事業を開始した。(経産省) ・経済産業省(「インテリジェント手術機器研究開発プロジェクト」)及び「分子イメージング機器研究開発プロジェクト」と厚生労働省(ナノメディスン分野)とでマッチングファンドを実施した。(厚労省・経産省)
(1) 医薬品・医療機器開発につながる予算への重点化・拡充等	4月 措置 予算の重点化・拡充					
(2) 研究開発税制の充実・強化の検討	8月 検討・結論 研究開発税制の延長・拡充を要望中			検証・評価		・平成20年度税制改正において、試験研究費の総額に係る特別税額控除とは別に、試験研究費の増加額に係る特別税額控除又は売上高に占める試験研究費の割合が一定の水準を超える試験研究費に係る特別税額控除を選択適用できる制度を創設することとしている。(P)
【ベンチャー企業の育成等】						・先端研究施設共用イノベーション創出事業を開始した。(文科省) ・中小企業基盤整備機構における窓口相談事業について検討中。(経産省) ・平成20年度税制改正において、投資リスクが特に大きい起業期のベンチャー企業への出資についてインセンティブを強化するため、寄附金控除を適用できる制度を創設することとしている。(P)
(1) 施設・機器の利用促進	4月 措置 施設・機器の共有化			平成20年度以降措置		
(2) 萌芽技術をビジネスにつなげるための支援策	措置 萌芽技術の企業化支援					
【臨床研究・試験環境の整備】						・「新たな治験活性化5か年計画」に基づき、中核病院、拠点医療機関を選定し、国際共同治験を含めた治験・臨床研究の実施体制の整備を開始した。(文科省・厚労省)
(1) 国際共同治験の推進	4月 措置 臨床研究・試験環境の整備					
(2) 「橋渡し研究拠点」の充実	4月 措置 橋渡し研究拠点の充実					・平成19年度「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」において、「臨床研究・研究支援人材の養成」をテーマに、大学における優れた人材養成の取組を選定した(申請30件のうち、7件を選定)。(文科省)
(3) 国内の臨床研究体制の整備	4月 措置 臨床研究・試験環境の整備					・橋渡し研究支援推進プログラムを開始した(23提案より6提案を選定)。(文科省)
(4) 医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化	8月 措置 医療クラスター、治験中核病院拠点医療機関の整備、ネットワーク化					・中核病院10施設、拠点医療機関30施設を選定した。(文科省・厚労省)
(5) 関連する人材の育成・確保	4月 措置 人材育成のための取組					・「治験中核病院・拠点医療機関等協議会」を開催した。(文科省・厚労省)
(6) その他の取組	4月 措置 医師等の教育機会の確保、CRC3,000人養成				平成23年度までに措置	・【再掲】平成19年度「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」において、「臨床研究・研究支援人材の養成」をテーマに、大学における優れた人材養成の取組を選定した(申請30件のうち、7件を選定)。(文科省)
【アジアとの連携】						・大学病院において治験関連業務に従事する職員を対象に、治験コーディネーター養成研修を実施した(平成19年度修了者:112名)(文科省) ・臨床研究コーディネーター養成研修を実施した。(厚労省)
(1) 審査の迅速化・質の向上	7月 措置 アジア連携のための取組					
(2) 医療機器に関する事項	4月 措置 医療機器の審査人員の充実、育成				平成21年度までに措置	・本年4月に韓国で開催された日中韓三国保健大臣会合での合意を受け、三国の臨床データにおける人種的要因の評価研究等についての協議を実施した。(厚労省)
	4月 措置 民間出身者の活用のあり方の検討					・「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、民間出身者の活用の在り方について、検討を行い、7月27日にとりまとめた。これを受けて、9月に機構の運営評議会において議論をし、民間出身者に関する就業規則の見直しを行い、10月から適用している。(厚労省)
	4月 措置 日米共同治験への対応強化					・機構の中期計画期間中(平成21年3月末までに)医療機器の審査人員を35名まで増員する(平成20年2月現在29名)。(厚労省)
						・医療機器について、日米共同治験に関する実施体制、審査体制等の構築として、まず米国FDAとのHBD(Harmonization by Doing)の取組を開始。平成20年7月にはHBDを日本国内で開催予定。(厚労省)

<p>(委員会等における検討の実施)</p> <p>【研究資金の集中投入】</p> <p>(1) 医薬品・医療機器開発につながる予算への重点化・拡充等</p> <p>【ベンチャー企業の育成等】</p> <p>(1) ベンチャー企業支援策の検討の場の設置</p> <p>(2) 医療機器に関する事項(医療機器産業への参入促進)</p> <p>【臨床研究・治験環境の整備】</p> <p>【再掲】(1) 医療クラスターを中心とした治験の拠点化、ネットワーク化</p> <p>(2) 臨床研究の規制の適正化</p> <p>【再掲】(3) その他の取組</p> <p>【審査の迅速化・質の向上】</p> <p>(1) 新薬の上市までの期間を2.5年短縮する。</p> <p>(2) 審査人員の拡充・質の向上</p> <p>【イノベーションの適切な評価】</p>	<p>8月</p> <p>措置</p> <p>予算の重点化・拡充</p> <p>4月</p> <p>措置</p> <p>検討の場の設置</p> <p>4月</p> <p>検討・結論</p> <p>ガイドラインの策定</p> <p>8月</p> <p>措置</p> <p>医療クラスター、治験中核病院拠点医療機関の整備、ネットワーク化</p> <p>6月</p> <p>検討・結論</p> <p>臨床研究に関する倫理指針の見直し</p> <p>8月</p> <p>ITを利用したネットワーク作り等</p> <p>平成23年度までに措置</p> <p>7月</p> <p>工程表作成</p> <p>上市までの期間を2.5年短縮</p> <p>7月</p> <p>工程表作成</p> <p>申請前の事前評価システム導入審査チームの増設等</p> <p>10月</p> <p>夏に結論</p> <p>民間出身者の活用のあり方の検討</p> <p>9月</p> <p>検討・結論</p> <p>医薬品のGCPIに関する運用改善</p> <p>4月</p> <p>検討・結論(厚)</p> <p>イノベーションの適切な評価</p>			<p>・官民対話の下に、関係省、研究機関及び産業界による連携組織を作り、重点研究開発領域についての意見調整を行った。</p> <p>・これに基づき、研究計画の策定に着手した。(厚労省)</p> <p>・「官民対話ベンチャーワーキンググループ」において、バイオベンチャー支援策について検討を行っている。(厚労省・経産省)</p> <p>【再掲】中小企業基盤整備機構における窓口相談事業について検討中。(経産省)</p> <p>・医療機器に関する経済社会評価の重要性の認識や基本的な考え方の統一を図ることに資する「医療機器に関する経済社会評価ガイドライン」を取りまとめ、公表。(経産省)</p> <p>【再掲】「治験中核病院・拠点医療機関等協議会」を開催した。(文科省・厚労省)</p> <p>・「臨床研究に関する倫理指針」の見直しに向けた専門委員会を設置し、検討を行っている。(厚労省)</p> <p>【再掲】書類様式の統一化について、関係医療機関団体、製薬企業団体による作業班において検討を行い、平成19年12月に統一した書式を取りまとめ、通知した。(文科省・厚労省)</p> <p>・「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、医薬品の上市までの期間を2.5年短縮する具体的方策等について検討を行い、7月27日に報告書としてとりまとめた。(厚労省)</p> <p>・「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、事前評価システム導入等具体的方策に係る工程表を7月27日にとりまとめた。(厚労省)</p> <p>【再掲】「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、民間出身者の活用の在り方について、検討を行い、7月27日にとりまとめた。これを受けて、9月に機構の運営評議会において議論をし、民間出身者に関する就業規則の見直しを行い、10月から適用している。(厚労省)</p> <p>・「治験の在り方に関する検討会」において、医薬品のGCPIに関する運用改善の具体的方策等について検討を行い、9月19日に報告書としてとりまとめた。これを受けて、平成19年度に省令改正を行った。(厚労省)</p> <p>・革新的新薬の適切な評価等、イノベーションの適切な評価について、平成20年度の診療報酬改定において対応。(厚労省)</p>
<p>(報告書・指針等のとりまとめ)</p> <p>【ベンチャー企業の育成等】</p> <p>【再掲】(1) 医療機器に関する事項(医療機器産業への参入促進)</p> <p>【臨床研究・治験環境の整備】</p> <p>【再掲】(1) 臨床研究の規制の適正化</p> <p>【審査の迅速化・質の向上】</p> <p>【再掲】(1) 新薬の上市までの期間を2.5年短縮する。</p> <p>【再掲】(2) 審査人員の拡充・質の向上</p> <p>(3) 承認審査のあり方や基準の明確化</p> <p>(4) 承認審査における国際共同治験への対応強化</p> <p>【再掲】(5) 医薬品のGCPIに関する運用改善</p> <p>(6) 医療機器に関する事項</p> <p>【その他】</p>	<p>4月</p> <p>検討・結論</p> <p>ガイドラインの策定</p> <p>6月</p> <p>検討・結論</p> <p>臨床研究に関する倫理指針の見直し</p> <p>7月</p> <p>工程表作成</p> <p>上市までの期間を2.5年短縮</p> <p>7月</p> <p>工程表作成</p> <p>申請前の事前評価システム導入審査チームの増設等</p> <p>10月</p> <p>措置</p> <p>民間出身者の活用のあり方の検討</p> <p>4月</p> <p>着手</p> <p>新技術に対応した審査基準の策定</p> <p>8月</p> <p>夏に結論</p> <p>細胞・組織を利用した医薬品等に係る安全評価基準の明確化</p> <p>9月</p> <p>措置</p> <p>国際共同治験の基本的考え方の作成</p> <p>9月</p> <p>検討・結論</p> <p>医薬品のGCPIに関する運用改善</p> <p>4月</p> <p>措置</p> <p>審査基準の策定等</p> <p>9月</p> <p>措置</p> <p>軽微な改良の場合の取り扱い範囲の見直し等</p> <p>4月</p> <p>検討</p> <p>治験を必要とする範囲の合理化</p> <p>4月</p> <p>検討</p> <p>医療機器のGCPIに関する運用改善</p>		<p>平成23年度までに措置</p> <p>工程表に従い、平成23年度までに順次、措置</p>	<p>【再掲】医療機器に関する経済社会評価の重要性の認識や基本的な考え方の統一を図ることに資する「医療機器に関する経済社会評価ガイドライン」を取りまとめ、公表。(経産省)</p> <p>【再掲】「臨床研究に関する倫理指針」の見直しに向けた専門委員会を設置し、検討を行っている。(厚労省)</p> <p>【再掲】「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、医薬品の上市までの期間を2.5年短縮する具体的方策等について検討を行い、7月27日に報告書としてとりまとめた。(厚労省)</p> <p>【再掲】「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、事前評価システム導入等具体的方策に係る工程表を7月27日にとりまとめた。(厚労省)</p> <p>【再掲】「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」において、民間出身者の活用の在り方について、検討を行い、7月27日にとりまとめた。これを受けて、9月に機構の運営評議会において議論をし、民間出身者に関する就業規則の見直しを行い、10月から適用している。(厚労省)</p> <p>・マイクロドージングなどの探索的臨床試験についてのガイダンス等の検討を行っている。(厚労省)</p> <p>・ヒト(自己)由来細胞・組織加工医薬品等の品質及び安全性の確保に関する指針案を作成し、平成19年8月28日から9月28日までパブリックコメントを実施。集まった意見を踏まえて検討を行い、平成20年2月に指針を策定した。(厚労省)</p> <p>・国際共同治験の実施やそのデータを承認申請資料とすることを推進するよう、国際共同治験の実施に当たっての留意事項等からなる基本的な考え方を策定した。(厚労省)</p> <p>【再掲】「治験の在り方に関する検討会」において、医薬品のGCPIに関する運用改善の具体的方策等について検討を行い、9月19日に報告書としてとりまとめた。これを受けて、平成19年度に省令改正を行った。(厚労省)</p> <p>・医療ニーズが高く実用可能性のある革新的な医療機器について、両省が連携を図りつつ、開発の迅速化のためのガイドライン(経済産業省)及び承認審査の円滑化に資する次世代医療機器評価指標(厚生労働省)の策定を進めている。</p> <p>・医療機器について、平成18年度までに25の承認基準を策定した。引き続き策定作業を実施する。(厚労省)</p> <p>・平成19年9月28日付けで医療機器の承認事項の変更届の範囲の明確化に関する通知を发出了。なお、引き続き、軽微な改良に関する申請必要範囲の確定・明確化について、業界から具体的事例について収集していく。(厚労省)</p> <p>・医療機器について、治験が必要な範囲の合理化、明確化に向けて、業界から具体的事例について収集している。(厚労省)</p> <p>・医療機器のGCP省令の運用改善による治験の円滑化に向けて、業界から具体的事例について収集している。また、平成20年1月に調査検討のための研究班を設置した。(厚労省)</p> <p>・昨年6月に移転価格事務運営要領の改正が行われた。また、昨年4月に事前相談窓口の増設、昨年7月に事前確認に係る担当者の増員等の措置がなされた。</p>
<p>(法令等の制定・改正)</p>				
<p>(その他)</p> <p>【官民の推進体制の整備】</p> <p>(1) 研究開発推進体制の整備</p> <p>(2) 官民対話の実施</p>	<p>4月</p> <p>官民対話の実施</p>	<p>平成20年度までに結論できるものから順次措置</p>	<p>年1~2回の開催(政策群の評価等)</p>	<p>・「新たな治験活性化5カ年計画」に基づき、治験・臨床研究の推進のための施策を進めている。(文科省・厚労省)</p>

(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	革新的医薬品・医療機器創出推進のための平成19年度予算として、384億円(文科省)、247億円(厚労省)、138億円(経産省)を措置。	革新的医薬品・医療機器創出推進のための予算として、473億円(文科省)、274億円(厚労省)、122億円(経産省)要求中。	財政状況を踏まえ引き続き重点化を図る。
----------------------------------	---	---	---------------------

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) ①予算額については、上欄を参照。 ②(独)医薬品医療機器総合機構における新薬の審査人員の拡充 ③(独)医薬品医療機器総合機構における新医療機器の審査人員の拡充	・H18. 4. 1:197名。 H19. 4. 1:206名。 (平成19年度中に、236名の増員計画のうち58名を増員予定。) ・H18. 4. 1: 28名。 H19. 4. 1: 28名。	・平成20年度中に236名の増員計画のうち80名を増員予定。 ・平成20年度末までに35名とする。	・平成21年度中に98名の増員を予定。これにより、計236名の増員を達成。
(アウトプット指標) ①事業・プログラムの採択件数等	<平成19年度の実績> (文科省)橋渡し研究支援推進プログラム:拠点採択数6件 等 (厚労省)臨床研究基盤整備推進研究事業:採択件数10件、治験拠点病院活性化事業:採択数30件 等 (経産省)橋渡し研究として、10プログラムを採択 等	<現時点で見込めるもの> (文科省)橋渡し研究支援推進プログラム:拠点採択数10件 等 (厚労省)臨床研究基盤整備推進研究事業:採択件数10件、治験拠点病院活性化事業:採択件数30件 等	・進捗状況も踏まえながら、5か年戦略の着実な推進を図る。
(アウトカム指標) ①治験届数 ②新医薬品の審査事務処理期間(12ヶ月以内)に処理した割合 ③新医療機器の審査事務処理期間(12ヶ月以内)に処理した割合	①105件(平成18年度) ②H16:65.3%、H17:83.3%、H18:59.2% ③H16:50%、H17:100%、H18:100%	②80%を達成する。 ③90%を達成する。	①治験届数の増加 ②80%を達成する。 ③90%を達成する。

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
19	2章1. III(1)	③ 世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進法制の整備 デジタル化、ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルールの検討を進め、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進の法制度等を2年以内に整備する。	内閣官房(知的財産戦略推進事務局) 文部科学省文化庁長官官房著作権課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○知的財産立国の実現に向けた著作権制度の改善に関する調査研究事業	→	19年度中	→	20年度中		○平成19年度は「インターネットの普及に伴う著作物の創作・利用形態の変化」についての調査を実施。20年3月に同調査結果を取りまとめ。
(委員会等における検討の実施) ○コンテンツ・日本ブランド専門調査会における検討 ○文化審議会著作権分科会における検討	8月	→ 未定	→	20年度中		○内閣官房にコンテンツ・日本ブランド専門調査会を8月に立ち上げ、9月から検討を開始した。3月6日のコンテンツ・日本ブランド専門調査会において、検討結果を取りまとめ公表する。検討結果を踏まえ、「知的財産推進計画2008」の検討に着手する。 ○平成19年3月より文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で、デジタルコンテンツの流通を促進するための著作権に関する法制度等の整備について検討し、同小委員会中間まとめについて、平成19年10月に同分科会へ報告。その後、本中間まとめに対する意見募集を実施し、その結果等を踏まえ、平成20年1月に同分科会へ同小委員会の審議の経過を報告した。今後は、中間まとめや意見募集結果等を踏まえ、引き続き検討を行っていく。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○文化審議会著作権分科会における報告書	→	19年度中 報告書	→	20年度中 報告書		○平成19年10月に、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会中間まとめを著作権分科会へ報告。1ヶ月間の意見募集の後、その結果を踏まえて更に検討を進め、平成20年1月に同分科会において審議の経過を報告。今後、速やかに結論が得られるよう引き続き調整や検討を行い、まとめ次第、報告書としてとりまとめる。
(法令等の制定・改正) ○所要の法制度等の整備				2年以内に整備	→	○文化審議会著作権分科会における報告書等を踏まえ、所要の法制度等の整備を実施 ○3月6日のコンテンツ・日本ブランド専門調査会において、検討結果を取りまとめ公表する。
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 委員会等の実施状況	・2007年9月～2008年3月までに、コンテンツ・日本ブランド専門調査会2回開催、同コンテンツ企画WG4回開催 ・文化審議会著作権分科会 11回 ・法制問題小委員会 29回 ・過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会 10回 等		
(アウトプット指標) 法制度等の利用状況			
(アウトカム指標) コンテンツの市場規模	2004年 13.5兆円 2005年 13.8兆円 2006年 14.0兆円		2015年に18.7兆円

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
20	2章1. III(2)	① 教育の質の保証 ・大学(大学院を含む。以下同じ)が行う卒業認定厳格化、外部評価の推進、ボランティア活動体験の導入などカリキュラム改革等を強力に支援するための措置を平成20年度から講ずる。 ・「教育再生会議」は、必要に応じ、関係会議と適宜連携し、大学入試の多様化、弾力化等抜本的な改革について検討する。その際、初等中等教育に与える影響も考慮する。(大学入学年齢の弾力化、国立大学の入試日の分散、複数合格等) ・優秀で意欲ある学生に対する奨学金を拡充するための措置を平成20年度から講ずる。	内閣官房(教育再生会議) 文部科学省高等教育局大学振興課・学生支援課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○質の高い大学教育推進プログラム			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 大学教育の質の向上に向けた優れた取組を支援 </div>			○平成20年度予算案で86億円を計上
(委員会等における検討の実施) ○教育再生会議における検討	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12月 第三次報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1月 最終報告</div> </div>					○平成19年12月に教育再生会議第3次報告、平成20年1月に最終報告を取りまとめ。 ○平成20年2月に教育再生懇談会を設置。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○教育再生会議における検討	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12月 第三次報告</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1月 最終報告</div> </div>					○平成19年12月に教育再生会議第3次報告、平成20年1月に最終報告を取りまとめ。
(法令等の制定・改正) ○大学設置基準の一部改正	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7月 公布</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4月 施行</div>			○成績評価基準の明示及び当該基準に基づく厳格な成績評価の実施の義務化等を内容とする大学設置基準の一部改正を行った。 (平成19年7月31日公布、平成20年4月1日施行)
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	(文部科学省) (独)日本学生支援機構による奨学金事業 事業費総額8503億円(平成19年度予算額)		(文部科学省) 質の高い大学教育推進プログラム(86億円) (独)日本学生支援機構による奨学金事業 事業費総額9,305億円(予定額)		(文部科学省) 引き続き左記プログラムを実施	

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 【質の高い大学教育推進プログラム】(予算額)		平成20年度予算案で86億円を計上	引き続き実施
(アウトプット指標) 【質の高い大学教育推進プログラム】(選定件数)		大学教育の質の向上に向けた優れた取組の選定件数(125件程度)	引き続き支援
(アウトカム指標) 【質の高い大学教育推進プログラム】		競争的な環境の下で優れた取組を選定・支援し、カリキュラム改革等の大学教育改革を推進	競争的な環境の下で優れた取組を選定・支援し、カリキュラム改革等の大学教育改革を推進

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
21	2章1. III(2)	<p>② 国際化・多様化を通じた大学改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の国際公募、外国人教員比率の増、英語による授業、国家戦略としての留学生政策を平成20年度から推進する。 ・大学の4月入学原則を平成19年度中に弾力化する。国立大学について、大学の取組を支援し、全国立大学での9月入学枠の設定を実現する。私立大学においても、9月入学枠設定を促進する。 ・文部科学省は、「大学グローバル化プラン」(仮称)を平成19年内に策定し、アジアを含めた国際的な大学間の相互連携プログラムを促進する(単位互換、ダブル・ディグリー等)。また、各大学等による国際化に関する評価の充実を平成20年度に図る。 ・平成20年度から、現地での募集・選考体制の強化、渡日前の入学許可、奨学金支給決定を行い、留学生受入れ拡大を図る。日本人学生の短期留学等の機会を拡充する。 ・企業・行政機関との人事交流等大学と企業・社会との連携を強化する。 ・高等専門学校が地域と連携して行う実践的な専門教育の取組を支援するための措置を平成20年度から講ずる。 	文部科学省高等教育局高等教育企画課国際企画室、国立大学法人支援課、大学振興課、専門教育課、学生支援課、私学部私学行政課 経済産業省経済産業政策局産業人材参事官室

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
<p>(事業等の実施)</p> <p>○「アジア人財資金構想」にかかる事業の実施 (概要:我が国企業に就職意志のある、能力・意欲の高いアジア等の留学生を、日本への留学から日本企業への就職まで一貫して支援する。これにより、アジア等の優秀な留学生の我が国における国内就職の機会拡大を図り、国際競争力のある優れた人材の受入強化・諸外国との相互理解の促進を目指す。)</p> <p>○大学の国際化に関する評価に係る調査研究</p> <p>○現地での募集・選考体制強化と渡日前入学許可、奨学金支給決定</p> <p>○日本人学生の短期留学機会の拡充</p> <p>○各人材育成、教育プログラムの実施</p>	19年度開始				22年度までの4年間に集中的に実施	<p>○本事業の推進により、教育政策・外交政策のみならず、産業政策を含めた国家戦略としての留学生政策を積極的に推進するもの。</p> <p>○経済産業省と文部科学省で連携し、平成19年度「アジア人財資金構想」事業につき、プログラムを実施する主体として高度専門事業留學生育成事業(大学主体の事業)は12コンソーシアム(14大学)、高度実践留學生育成事業(各地域の法人が主体の事業)は9団体(全国1地域各1団体)を採択。平成19年秋より、約500人の留學生がプログラムに参加。</p> <p>○「アジア人財資金構想」について、大学・産業界・地方自治体が連携したコンソーシアムにおいて、引き続き着実に事業を実施する。</p> <p>○各大学や第三者機関による大学の国際化に関する評価に係る調査研究を実施。</p> <p>○日本学生支援機構において実施する日本留学フェアを充実、また、日本留学試験を活用した渡日前入学許可を実施している大学に対する、学習奨励費の特別枠を創設(平成20年度予算:200人分)。</p> <p>○日本学生支援機構において実施する短期留学推進制度を充実。</p> <p>○産学連携による高度な人材育成を推進するため、「派遣型高度人材育成共同プラン(継続30件)、先導的ITスペシャリスト育成推進プログラム(継続6件、新規2件程度)、ものづくり技術者育成事業(新規10件程度)、サービス・イノベーション人材育成推進プログラム(新規5件程度)」を実施し、大学等において教育プログラムの開発等を実施(予定を含む)した。</p>
<p>(委員会等における検討の実施)</p>						
<p>(報告書・指針等のとりまとめ)</p> <p>○9月入学枠設定に関するガイドラインの策定</p> <p>○「大学教育グローバル化プラン」(仮称)の策定</p> <p>○高等専門学校教育振興施策要綱(仮称)(案)の策定</p>	19年度内		20年度上期内		21年度中	<p>○9月入学枠設定に関し、国立大学の次期中期目標策定時にガイドラインを策定予定。</p> <p>○「大学教育グローバル化プラン」(仮称)の策定に向け、検討中</p> <p>○平成20年度上期を目途に高等専門学校教育振興施策要綱(仮称)(案)を策定する予定。</p>
<p>(法令等の制定・改正)</p> <p>○学校教育法施行規則の改正</p>	19年度内					<p>○学校教育法施行規則を改正(平成19年12月14日公布、平成20年4月1日施行)し、大学の入学時期を更に弾力化した。</p>
<p>(その他)</p> <p>○国家戦略の策定に向けた検討</p> <p>○9月入学の促進のための支援措置</p>			20年度			<p>○中央教育審議会に留学生特別委員会を設置し、「留学生30万人計画」の具体化に向けた検討を行うとともに、国家戦略に向けて関係省庁と連携を図っている。</p> <p>○9月入学の促進のための支援措置について、平成20年度予算案において必要な経費を計上。</p>
<p>(参考)</p> <p>主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)</p>	19年度					<p>(経済産業省、文部科学省) ※経済産業省予算 :平成20年度政府予算原案 32.6億円</p> <p>(文部科学省) ・9月入学の促進: 国立大学法人運営費交付金(9月入学支援経費)700百万円 私立大学等経常費補助金 特別補助 111,271百万円の内数</p> <p>○「アジア人財資金構想」 (経済産業省予算) :平成19年度 30.5億円</p>

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 【留学生関連部分】(予算額) ○「アジア人財資金構想」 【9月入学の促進】 ○9月入学の促進に係る経費	平成17年度予算額 41,894百万円 平成18年度予算額 41,252百万円 平成19年度予算額 40,658百万円 平成19年度予算額 30.5億円 (経済産業省予算)	・平成20年度予算案40,661百万円。 ※経済産業省予算 ・平成20年度政府予算案 32.6億円。 ・平成20年度予算案において国立大学に対する9月入学枠設定に関する調査検討等のため、国立大学法人運営費交付金(9月入学支援経費)700百万円及び9月入学枠の設定をする私立大学を支援するため、私立大学等経常費補助金(特別補助 111,271百万円の内数)を計上。	・引き続き実施。 ・引き続き実施。 ・進捗状況を踏まえ、引き続き9月入学の促進に向けた支援を行う。
(アウトプット指標) 【留学生関連部分】 【9月入学の促進】 ○9月入学枠における入学実績	・留学生受入体制の充実 (平成17年度の入学実績) ・国立大学 62大学 2,445人 学 部 9大学(12学部) 71人 研究科 60大学(172研究科) 2,374人 ※平成18年度以降は未算出	・留学生受入体制の充実 ・国立大学に対する9月入学枠設定に関する調査検討等の実施 ・9月入学枠を設定する私立大学を支援	・留学生受入体制の充実 ・国立大学に対する9月入学枠設定に関する調査検討の結果を踏まえ検討 ・9月入学枠を設定する私立大学を支援
(アウトカム指標) 【9月入学の促進】 【留学生関連部分】 ○大学の国際化 ○「アジア人財資金構想」	・大学の国際化の推進 ・日本への就職を希望し、大学や企業の国際競争力の強化に繋がる優れた人材の受入強化・諸外国との相互理解の促進	・大学の国際化の推進 ・日本への就職を希望し、大学や企業の国際競争力の強化に繋がる優れた人材の受入強化・諸外国との相互理解の促進	・大学の国際化の推進 ・日本への就職を希望し、大学や企業の国際競争力の強化に繋がる優秀な人材の受入・育成を通じた重層的なネットワークの構築

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
22	2章1. III(2)	③ 世界トップレベルを目指す大学院教育の改革 ・平成20年度から、世界最高水準の大学院形成、優れた大学院生への経済的支援を充実する。 ・学部3年修了時から大学院に進学する早期卒業制度を活用するとともに、博士前期課程3年、後期課程2年とする等制度を平成19年内に弾力化する。	文部科学省高等教育局大学振興課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○グローバルCOEプログラム ○大学院教育改革支援プログラム	国際的な卓越した教育研究拠点形成を重点的に支援する「グローバルCOEプログラム」、 大学院における優れた組織的な教育の取組を支援する「大学院教育改革支援プログラム」 を通じて、TA・RAの積極的な活用に対して支援を行うなど優れた大学院生への経済的支 援の充実を図る。					・「グローバルCOEプログラム」において、平成19年度は28大学63件の教育研究拠点を選定・実 施。 ・「大学院教育改革支援プログラム」においては、平成19年度は61大学126件の教育プログラムを選 定・実施。
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ) ○「大学院教育振興施策要綱」に関する調 査		19年度中 調査結果		20年度中 調査結果	21年度中 調査結果	○「大学院教育振興施策要綱」に関する取組の調査結果の一部として、大学院学生に対する経済 的支援に関する取組状況を公表。
(法令等の制定・改正) ○所要の制度等の整備		19年中				○大学院設置基準を改正(平成19年12月14日公布、同日施行)し、博士課程の修業年限を弾力化 した。
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)		・グローバルCOEプログラム :158億円 ・大学院教育改革支援プログラム :35億円		・グローバルCOEプログラム :340億円 ・大学院教育改革支援プログラム :51億円	引き続き左記プログラムを実施	

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) グローバルCOEプログラム及び大学院教育 改革支援プログラムの予算額	グローバルCOEプログラム(158億 円) 大学院教育改革支援プログラム (35億円)	グローバルCOEプログラム(340億 円) 大学院教育改革支援プログラム (51億円)	引き続き実施
(アウトプット指標) 上記事業における採択件数	グローバルCOEプログラム採択 件数 : 63件 大学院教育改革支援プログラム 採択件数 : 126件	グローバルCOEプログラム採択 件数 : 60件程度 大学院教育改革支援プログラム 採択件数 : 60件程度	引き続き支援
(アウトカム指標)	国際的に卓越した教育研究拠点 の形成を重点的に支援すること によって国際競争力のある大学づく りを推進するとともに、大学院にお ける優れた組織的な教育の取組 を重点的に支援し、大学院教育の 実質化(組織的展開の強化)を推進 する。また、これらプログラムを通 じて、TA・RAの積極的な活用を推 進し優れた大学院生への経済的 支援の充実を図る。	国際的に卓越した教育研究拠点 の形成を重点的に支援すること によって国際競争力のある大学づく りを推進するとともに、大学院にお ける優れた組織的な教育の取組 を重点的に支援し、大学院教育の 実質化(組織的展開の強化)を推進 する。また、これらプログラムを通 じて、TA・RAの積極的な活用を推 進し優れた大学院生への経済的 支援の充実を図る。	国際的に卓越した教育研究拠点 の形成を重点的に支援すること によって国際競争力のある大学づく りを推進するとともに、大学院にお ける優れた組織的な教育の取組 を重点的に支援し、大学院教育の 実質化(組織的展開の強化)を推進 する。また、これらプログラムを通 じて、TA・RAの積極的な活用を推 進し優れた大学院生への経済的 支援の充実を図る。 ※「グローバルCOEプログラム」に おいては、事業開始2年経過後に 中間評価、期間終了後(5年後)に 事後評価を実施。 ※「大学院教育改革支援プログラ ム」においては、事業期間終了後 (3年後)に事後評価を実施。

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
23	2章1. III(2)	④ 国公立大学の連携による地方の大学教育の充実 ・自主性・自律性をもって、大学が行う社会の変化や時代の要請に応じた学部学科の再編、他大学との連携協力、組織運営改善等の取組を支援する。 ・国公立を通じ、複数の設置者が大学院研究科等を共同で設置できる仕組みを平成20年度中に創設することを目指す。 ・国公立を通じた地方の「大学コンソーシアム」の形成を支援するための措置を平成20年度から講ずる。	文部科学省高等教育局国立大学法人支援課、大学振興課、私学部私学助成課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○戦略的連携支援事業			国公立の複数の大学による多様で特色ある大学間の戦略的な連携の取組を支援			○平成20年度予算案で30億円を計上
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正) ○大学院研究科等の共同設置				→ 20年度中		○国公立を通じ、複数大学が共同で教育課程を実施し、連名で学位を授与することができるよう所定の制度改正について検討中。
(その他) ○国立大学法人運営費交付金(特別教育研究経費)の措置 ○私立大学等経常費補助金 ○「大学コンソーシアム」形成支援措置		→ 19年度内	→ 予算措置		→	○これまで、社会的要請や学術研究の進展等を踏まえ学部・研究科等の整備を図るとともに、新たな教育研究ニーズに対応し、各大学の個性に応じた意欲的な取組を重点的に支援するため国立大学法人運営費交付金(特別教育研究経費)を措置。平成20年度予算案においても、引き続き同経費を計上。 ○平成19年度より、学校法人の枠を超えた私立大学等間の教育及び研究に係る連携を促進するため、私立大学等経常費補助金において、地域教育コンソーシアム形成支援経費及び研究連携コンソーシアム形成支援経費を措置。
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	(文部科学省) ・特別教育研究経費: 国立大学法人運営費交付金 1,204,377(百万円)の内数 ・「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」: ともに私立大学等経常費補助金特別補助 111,271百万円の内数		(文部科学省) ・戦略的連携支援事業(30億円) ・国立大学法人運営費交付金(特別教育研究経費等): 国立大学法人運営費交付金 1,181,333(百万円)の内数 ・「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」: ともに私立大学等経常費補助金特別補助 111,271百万円の内数			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 【戦略的連携支援事業】(予算額) 【各大学の自主的・自律的な取組の支援】 ○運営費交付金(特別教育研究経費)の措置 ○私立大学等経常費補助特別補助(「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」)の措置	・国立大学法人運営費交付金(特別教育研究経費) 平成17年度 1,231,729百万円の内数 平成18年度 1,221,478百万円の内数 平成19年度 1,204,377百万円の内数 ・「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」 平成19年度 111,271百万円の内数	・平成20年度予算案に30億円を計上 ・平成20年度予算案において国立大学法人運営費交付金(特別教育研究経費等)(1,181,333百万円の内数)を計上 ・平成20年度予算案においても、「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」(ともに私立大学等経常費補助金特別補助 111,271百万円の内数)を計上	・引き続き実施 ・各国立大学の自主的・自律的な取組を踏まえ、引き続き同経費を措置 ・引き続き支援
(アウトプット指標) 【戦略的連携支援事業】 【各大学の自主的・自律的な取組の支援】 ○各大学における事業の実施 ○私立大学等経常費補助特別補助(「地域教育コンソーシアム形成支援」「研究連携コンソーシアム形成支援」)の措置	・(各大学において特別教育研究経費の対象となった事業を実施) ・各大学の申請に基づき支援を実施	・(各大学において特別教育研究経費の対象となった事業を実施) ・各大学の申請に基づき支援を実施	・引き続き支援 ・(各大学において特別教育研究経費の対象となった事業を実施) ・引き続き支援
(アウトカム指標) 【戦略的連携支援事業】 【大学の自主的・自律的な取組の支援】 ○大学における教育研究活動の充実	・大学の自主的・自律的な取組の支援による大学における教育研究活動の充実	・国公立を通じた教育研究資源の有効活用など戦略的な連携の取組を推進 ・大学の自主的・自律的な取組の支援による大学における教育研究活動の充実	・国公立を通じた教育研究資源の有効活用など戦略的な連携の取組を推進 ・大学の自主的・自律的な取組の支援による大学における教育研究活動の充実

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
24	2章1. III(2)	⑤ 時代や社会の要請にこたえる国立大学の更なる改革 ・国立大学の大胆な再編統合、学部再編や学部入学定員の縮減、一つの国立大学法人が複数の大学を設置管理できる仕組みづくり等国立大学の自主的な取組を促進する。 ・文部科学省は、国立大学の大学事務局の改革による経営効率化を推進する。	文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題	
	上期	下期	上期	下期			
(事業等の実施)							
(委員会等における検討の実施)							
(報告書・指針等のとりまとめ)							
(法令等の制定・改正) ○一人複数大学設置に関する対応	6月 で骨 提太 言の 方針		国立大学の具体的な検討を踏まえて対応			○一人複数大学設置 一つの国立大学法人が複数の大学を設置管理できる仕組みについては、国立大学法人の具体的な検討を踏まえて対応。	
(その他) ○国立大学の再編統合に向けた支援		10月 外販 大統・ 合販	国立大学間の自主的な検討に基づき き随時必要な支援を実施			○国立大学の再編統合 国立大学は、これまでも自主的な再編・統合を進めてきており、平成14年度以降、14組29大学が統合し、現在、86大学。引き続き、国立大学間の自主的な検討に基づく取組みを支援。	
○学部・学科の改組等に向けた支援			各大学の自主的な検討に基づき 必要な支援を実施			○学部の再編 各大学の自主的・自律的な判断を踏まえ、社会的要請の強い人材育成のための学部等の整備を進めており、平成20年度には18大学で学部・学科の改組等が予定されている。引き続き各大学の自主的な検討に基づく取組みを支援。	
○学部の入学定員の縮減等に向けた支援			各大学の自主的な検討に基づき 必要な支援を実施			○学部の入学定員の縮減 各大学の自主的・自律的な判断を踏まえ、18歳人口の動向や社会的要請等を総合的に勘案しながら判断しているものであり、平成20年度は、対前年度322人の減員を予定。引き続き各大学の自主的な検討に基づく取組みを支援。	
○中期目標設定や評価の実施を通じた取組を通じた国立大学の経営効率化の推進		9月末 との年 め取度 り評 ま価	9月末 取年 り度 ま評 と価 め		9月末 取年 り度 ま評 と価 め	22年度 価中 の期 取目 標期 と間 め評	○各国立大学法人の中期目標において、業務運営の改善及び効率化に関する目標(運営体制の改善、事務処理の効率化・合理化、事務組織の機能・編成の見直し等)を示すとともに、各法人の中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を毎年度評価することを通じて経営効率化を推進。
○独立行政法人国立大学財務・経営センターに対する国立大学法人の財務・経営に関する協力・助言の指示を通じた国立大学の経営効率化の推進			随時対応			○文部科学省所管の独立行政法人国立大学財務・経営センターを通じて、国立大学法人の財務・経営に関する協力・助言を実施。	
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)							

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 【国立大学の再編統合等】 ○大学からの相談に応じ、大学の再編統合、学部の再編等について大学への協力・助言を実施 ○大学の学部再編、学部の入学定員等に関する情報提供	大学からの相談に応じ随時実施 大学の学部再編、学部の入学定員等につき、年に2回公表	大学からの相談に応じ随時実施 予定 大学の学部再編、学部の入学定員等につき、年に2回の公表を予定	大学からの相談に応じ、同協力・助言を実施予定 大学の学部再編、学部の入学定員等につき、年に2回の公表を予定
【国立大学の経営効率化】 ○業務運営の改善及び効率化に関する中期目標・計画の達成状況の評価及び評価結果の公表を実施 ○独立行政法人国立大学財務・経営センターに対する、文部科学大臣が策定した中期目標による国立大学法人の財務・経営に関する協力・助言の指示	中期目標・計画の達成状況の評価及び評価結果の公表を毎年度実施 (今期中期目標において指示)	中期目標・計画の達成状況の評価及び評価結果の公表を実施予定 (今期中期目標において指示)	引き続き中期目標・計画の達成状況の評価及び評価結果の公表を実施予定 平成20年度中に策定予定の次期中期目標においても、独立行政法人国立大学財務・経営センターに対する同内容の指示を検討。
(アウトプット指標) 【国立大学の再編統合等】 ○再編統合等した大学数、学部・学科の改組等を行った大学数、学部の入学定員の増減数 【国立大学の経営効率化】 ○各大学において業務運営の改善及び効率化に関する中期目標・計画の達成に向けた年度計画を策定し、その計画に沿った取組を実施。	国立大学の再編統合 平成17年度 1組3大学 平成18年度 0組 平成19年度 1組2大学 学部・学科の改組等 平成17年度 11大学 平成18年度 28大学 平成19年度 15大学 学部の入学定員 平成17年度 40人の減員 平成18年度 92人の減員 平成19年度 115人の減員 (全大学において年度計画を策定)	国立大学の再編統合: 該当なし 学部・学科の改組等: 18大学 学部の入学定員: 322人の減員 (全大学において年度計画を策定)	(引き続き各大学における経営効率化を推進) (引き続き各大学において同項目を設け、それに向けた年度計画を全大学において策定予定)
(アウトカム指標) 【国立大学の再編統合等・国立大学の経営効率化】 ○時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革	・時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革の推進	・時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革の推進	・時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革の推進

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
25	2章1. III(2)	⑥ 競争的資金の拡充と効率的な配分 ・研究と教育の両面における競争的資金を拡充するとともに、間接経費を充実する。競争的資金の審査システムを公正性、透明性、国際性の観点から高度化する。若手研究者への配慮等評価手法を改革する。	内閣府(科学技術政策・イノベーション担当)及び関係省庁

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○総合科学技術会議における検討 ○競争的資金の拡充と制度改革の推進	→	→ 19年度中		適宜	→	○総合科学技術会議において、①資源配分方針の策定と優先度判定等の実施、②制度評価の実施、③PD会議の開催、④データの分析と公表等を通じて、全体調整とともに、制度改革の実施状況のフォローアップを行った。 ○「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」(平成19年6月14日総合科学技術会議基本政策推進専門調査会)に基づき事業ごとに制度改革を検討。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他) ○競争的資金の拡充と制度改革の推進	→				→	○総合科学技術会議において、H19年6月に取りまとめた報告書「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」に基づき、政府全体で一体となった取組を推進する。 (報告書の概要) ・イノベーションの種となる基礎研究の多様性・継続性の確保と出口につながるシームレスな仕組みの構築 ・若手・女性研究者に魅力的な研究環境づくり ・ハイリスクでインパクトのある研究や独創的な研究の強化および裾野を広げる仕組み ・評価体制の強化 ・研究資金の効果が最大になる公正・透明で効率的な配分・使用システムの確立 ○各省庁が所管する競争的資金について、報告書を踏まえて競争的資金の拡充や間接経費の充実などに係る経費を20年度予算案に計上。また、審査・評価手法の改革を進める。(関係省庁)
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	競争的資金の拡充		競争的資金の拡充		競争的資金の拡充	

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
26	2章1.Ⅲ(2)	⑦ 大学による自助努力を可能とするシステム改革 企業や個人等からの寄付金、共同研究費等民間からの資金の活用について、各大学の自助努力を後押しするための税制を含む環境整備等を検討する。	文部科学省高等教育局高等教育企画課、 私学部私学行政課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他) 寄付税制の拡充						○平成20年度税制改正について、教育、科学技術・学術の振興のための寄付税制の拡充を要望
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 寄付に係る優遇措置の状況	個人寄付に係る所得控除限度額の、 上限を25%から30%に引き上げ。 (平成17年度) 下限を1万円から5千円に引き下げ(平成18年度) 上限を30%から40%に引き上げ。 (平成19年度)	平成20年度税制改正(案)において特定公益増進法人である学校法人への法人からの寄付に係る損金算入限度額の引き上げを行うことを予定。 ※特定公益法人等に対する寄付金の損金算入限度額 ($資本金 \times 0.25\% + 所得金額 \times 5\%$) $\times 1/2$	
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標) 寄付金額・寄付者数	平成18年度の学校法人、国立大学法人、公立大学法人への個人寄付は、平成16年度に比べ、寄付金額では3%増の約375億7669万円、寄付者数では11%増の約3万2千人。 (今年度の実績は、来年度調査予定。)		

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
27	2章1. III(2)	⑧国立大学法人運営費交付金の改革 ・文部科学省は、国立大学法人運営費交付金については、次期中期目標・計画(平成22年度～)に向け、各大学の努力と成果を踏まえたものとなるよう、新たな配分の在り方の具体的検討に早期に着手し、平成19年度内を目途に見直しの方向性を明らかにする。 ・文部科学省は、運営費交付金の配分については、①教育・研究面、②大学改革等への取組の視点に基づく評価に基づき適切な配分を実現する。その際、国立大学法人評価の結果を活用する。	文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施)						
(報告書・指針等のとりまとめ) ○「見直しの方向性」の公表 次期中期目標期間の国立大学法人運営費交付金について、平成19年度内を目途に見直しの方向性を明らかにする。	10月 省内における検討	19年度内 「見直しの方向性」の公表	「見直しの方向性」公表後も引き続き検討	8月 概算要求	12月 政府原案	○第2期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の配分について、各大学の教育研究や大学改革等への取組を踏まえた適切な配分となるよう、平成19年度内を目途に見直しの方向性を明らかにすべく検討中。
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)						次期中期目標期間における国立大学運営費交付金の新たな配分の在り方に基づく概算要求を行う。

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
28	2章1.Ⅲ(2)	<p>「教育再生会議」において、経済財政諮問会議、総合科学技術会議等関係会議とも連携し、上記改革の推進・検討状況のフォローアップを行い、改革を着実に前進させるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の教育システムの改革、グローバル化推進については、文部科学省において、平成19年度中に結論を得ることを目指し、具体化に向けて検討を進め、結論の得られたものから直ちに実施に移す。 研究システムの改革については、総合科学技術会議を中心に、必要に応じ、関係会議等とも連携しつつ具体化に向けた検討を進め、平成19年度内に結論を得るとともに、可能なものから直ちに実施に移す。 予算面については、第3章の「1. 歳出・歳入一体改革の実現」と整合性を取りつつ、効率化を徹底しながら、メリハリをつけて、教育再生に真に必要な予算について財源を確保するとの方針に沿って、「教育再生会議」及び経済財政諮問会議等における議論も踏まえつつ、検討する。 大学改革についての残された課題(大学入試、大学入学年齢の弾力化など)については、「教育再生会議」において、必要に応じ関係会議と適宜連携し、検討を進める。 	文部科学省高等教育局高等教育企画課 内閣府(科学技術政策・イノベーション担当) 内閣官房(教育再生会議)

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○大学改革に関する検討 ○総合科学技術会議における検討 ○教育再生会議における検討						○基本方針2007に記載された大学改革に関する内容について、平成19年度中に結論を得ることを目指し、具体化に向けて検討を進め、結論の得られたものから直ちに実施に移すこととしている。 ○総合科学技術会議において、大学関係、研究者、産業界に対してヒヤリングを実施の上、研究システム改革の具体化に向けて検討。 ○平成19年12月に教育再生会議第3次報告、平成20年1月に最終報告を取りまとめ。 ○平成20年2月に教育再生懇談会を設置。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○「大学・大学院の研究システム改革～研究に関する国際競争力を高めるために～」(平成19年11月28日総合科学技術会議有識者議員報告) ○教育再生会議第3次報告 ○教育再生会議 最終報告						○優秀な人材の国際的好循環の促進、国際的に魅力ある研究環境基盤の整備等、我が国の大学における研究の国際競争力を高める方策について提言を行った。 ○平成19年12月に教育再生会議第3次報告、平成20年1月に最終報告を取りまとめ。
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)						

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
29	第2章1. Ⅲ(2)	① 確定拠出年金の改革 「成長力加速プログラム」を踏まえ、投資促進の観点から、確定拠出年金における拠出の在り方の見直しを検討する。	厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課 経済産業省経済産業政策局企業行動課 金融庁総務企画局企画課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○「企業年金制度の施行状況の検証結果」 (平成19年7月企業年金研究会)取りまとめ	→ 7月					○平成18年10月に厚生労働省年金局長の下に設置した企業年金研究会において、確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度を中心に企業年金制度の施行状況の検証を行い、平成19年7月に「企業年金制度の施行状況の検証結果」を取りまとめた。
(報告書・指針等のとりまとめ)						
(法令等の制定・改正)						
(その他) ○平成20年度税制改正要望を提出	8月末	12月中旬				○企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除の適用等については、平成20年度税制改正要望を行い、平成19年末、与党税制改正大綱において、今後の検討課題とされた。与党税制改正大綱を踏まえ、引き続き検討を行う。
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)			(参考) (厚生労働省) ・企業年金研究会の開催諸経費			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
30	2章1Ⅲ(3)②P14	② ベンチャー企業へのリスクマネーの供給促進 「成長力加速プログラム」を踏まえ、ベンチャー企業にとって重要な初期段階での資金供給の促進及びベンチャー企業への投資を通じた新成長のフロントライン拡大のため、税制を含む環境整備等について検討する。	経済産業省経済産業政策局新規産業室

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ベンチャー企業にとって重要な初期段階での資金供給の促進及びベンチャー企業への投資を通じた新成長のフロントライン拡大のための税制を含む環境整備等		9月 → ベンチャー企業の創出・成長に関する研				○「ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会」を開催し、ベンチャー企業へのリスクマネー供給促進策について、エンジェル税制の拡充、ベンチャーキャピタルの機能強化、新興株式市場のあり方等について検討を行い平成19年11月に中間報告である「ベンチャー企業の資金調達に関する中間報告」を取りまとめた。平成20年1月以降は、引き続き、ベンチャー企業を巡るその他の課題について検討を行う。
(報告書・指針等のとりまとめ) 「ベンチャー企業の資金調達に関する中間報告」とりまとめ(11月)		11月 中間報告	春 最終報告			○平成19年11月30日に「ベンチャー企業の創出・成長に関する研究会」の中間報告として、ベンチャー企業に係る諸課題のうち資金調達分野の課題と対応策について取りまとめた。平成20年1月以降は、引き続き、最終報告に向けて、ベンチャー企業を巡るその他の課題について検討を行う。
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	エンジェル税制について、ベンチャー企業要件をサービス業等が容易に対象となるよう緩和すると共に、事前確認制度を導入し個人投資家(エンジェル)からの投資を促進する。また、株式譲渡益1/2圧縮特例措置の適用期限を2年間延長。		(経済産業省) 平成20年度税制改正において、投資リスクが特に大きい起業期のベンチャー企業への出資についてインセンティブを強化するため、寄附金控除を適用できる制度を創設することとしている。			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標) ○エンジェル税制を利用した投資額	H16年度～H18年度累計 53億円	精査中	
(アウトカム指標)			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
31	2章1Ⅲ(4)	<p>(4)イノベーションの加速</p> <p>① 社会システムの改革戦略(「イノベーション25」)の推進 イノベーションが次々と生み出される社会環境を構築するため、おおむね今後3年間で、若手研究者向け資金や理数教育など次世代投資の充実と強化、環境・エネルギー技術など優れた技術を活かした成長と国際貢献、国際競争力強化を目指した大学改革、新しいサービスの構築・実証を通じた規制の見直しなどイノベーション創出・促進に向けた社会環境整備に取り組む。</p> <p>② 技術革新戦略ロードマップ(「イノベーション25」)に基づく政策の推進 イノベーションの創出を加速化させるため、「第3期科学技術基本計画」を踏まえ、社会還元を加速するプロジェクト、分野別の戦略的な研究開発、イノベーションの種となる多様な基礎研究を推進するとともに、イノベーションを担う研究開発体制を強化する。</p>	内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)付イノベーション推進室

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○「イノベーション25」に掲げられた施策						<p>○社会システムの改革戦略(「イノベーション25」)のうち、早急に取り組むべき課題として取り上げた決定事項について、概ね今後3年間に取組む課題として各府省の行動を促し、着実に推進。</p> <p>○「第3期科学技術基本計画」に沿って、イノベーションの種となる多様な基礎研究について一定の資源を確保して着実に進めるとともに、「分野別推進戦略」に沿って「イノベーション25」に掲げた分野別の研究開発を推進する。</p> <p>○社会還元加速プロジェクトについては、本年度中にTFにおいて策定するロードマップ(5年計画)に従って、プロジェクトを着実に推進していく。</p>
(委員会等における検討の実施) ○「イノベーション25」に基づく政策の推進			イノベーション推進本部			<p>○長期戦略指針「イノベーション25」の策定と合わせて、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「イノベーション推進本部」を設置。</p> <p>イノベーション推進本部において、関係府省の枠を超えた総合的な推進体制を整備し、長期戦略指針「イノベーション25」のPDCAサイクルの確立を図るため、各府省と連絡調整を行っているところ。</p> <p>社会システムの改革戦略(「イノベーション25」)のうち、早急に取り組むべき課題として取り上げた決定事項について、イノベーション推進本部において、概ね今後3年間に取組む課題として各府省の行動を促し、着実に推進。</p> <p>○平成20年度概算要求における科学技術関係施策の優先度判定等においては、イノベーション創出を力強く推進するための先駆的取組として、次世代を担う人材への投資、社会還元加速プロジェクト、科学技術外交を、優先すべき先駆的取組とした。</p> <p>○社会還元加速プロジェクトについては、総合科学技術会議有識者議員をプロジェクトリーダー(PL)としたタスクフォース(TF)の設置や、PL及びTF事務局の構成メンバーの決定などの推進体制を決めた(平成19年7月5日総合科学技術会議有識者議員会合)。PL及びサブリーダーを中心とした各省ヒアリングを行い、社会還元加速プロジェクトに必要な施策を決定し、第70回総合科学技術会議に報告したところ。</p> <p>○イノベーションを担う研究開発体制の強化については、平成20年度から、民間研究開発の促進のための研究開発税制の拡充、ベンチャー企業へのリスクマネー供給促進のためのエンジェル税制の拡充等を行うこととしている。</p>
(報告書・指針等のとりまとめ) ○社会還元加速プロジェクトの詳細なロードマップの構築		ロードマップ策定 3月				<p>○社会還元加速プロジェクトについては、予算関連施策のみならず、システム改革を担当する各省の責任者を交えたタスクフォース(TF)にて、5年(平成20年度～平成24年度)の技術開発とシステム改革が一体となったロードマップを作成する。その後、TFにおいてロードマップに基づき、プロジェクトを着実に推進していく。</p>
(法令等の制定・改正)						
(その他)						
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)						6つの社会還元加速プロジェクト (平成20年度政府予算案):166億円

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)	長期戦略指針「イノベーション25」の策定と合わせて、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「イノベーション推進本部」を設置	イノベーション推進本部の定期的な開催	イノベーション推進本部の定期的な開催
(アウトプット指標)	長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への対応に向けた各府省との連絡調整	長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への取組状況の評価	長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への取組状況の評価し、必要に応じて「イノベーション25」の見直し
(アウトカム指標)	各府省において、長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への対応に着手	長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への対応の推進	長期戦略指針「イノベーション25」に掲げた早急に取り組むべき課題への対応の推進

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
32	2章1Ⅲ(4)	(4)イノベーションの加速 ③ 知的財産戦略(「知的財産推進計画2007」)の推進 ・「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の早期実現に向け関係各国との議論をリードする。また、国際標準化活動のリーダー育成など「国際標準総合戦略」を 着実に実行するとともに、今後重要となる技術分野についての分野別知財戦略を平成19年中に策定する。 ・世界最高水準の特許審査に向け、審査の一層の迅速化を図る。また、特許制度の国際調和や国際審査協力を推進する。	内閣府知的財産戦略推進事務局、警察 庁生活安全局生活環境課、外務省経済局 知的財産権侵害対策室、経済産業省通商 政策局通商機構部、製造産業局模倣品対 策・通商室、特許庁総務課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○国際標準化活動のリーダー育成など「国際標準総合戦略」を着実に実行する ○世界最高水準の特許審査に向け、審査の一層の迅速化を図る。				恒常審査官及び任期付審査官の十分な確保		○「国際標準総合戦略」は関係府省における種々の取組により着実に実行されている。国際標準化活動のリーダー育成に関しては、国際会議における交渉や国際標準作成のスキル向上等を目的とし、総務省において「国際会議と国際交渉実践セミナー」(平成19年8月開催)が実施され、経済産業省において「国際標準リーダーシップ研修」(平成20年1月開催)及び「国際標準作成研修」(平成19年12月、平成20年2月開催)が実施された。 ○審査の一層の迅速化を図るため、恒常審査官及び任期付審査官を平成20年度においても引き続き十分に確保すべく採用活動を実施しているところ。特に任期付審査官については、質の高い人材の確保のため、主要都市での説明会を実施するなど、全国規模で積極的なPR活動を実施。 ○先行技術文献調査の外注については、18年度の19万7千件から19年度においては20万9千件以上に、また20年度においても引き続き拡大を図るべく取り組んでいるところ。
(委員会等における検討の実施) ○今後重要となる技術分野についての分野別知財戦略を平成19年中に策定する。	専ら知的競争力強化に化よ	知財本部会合				○昨年8月1日付で知的財産戦略本部に設置した知的財産による競争力強化専門調査会において、同月末より分野別知財戦略策定に向けて検討。昨年11月、同調査会において、分野別知的財産戦略として、報告書「知財フロンティアの開拓に向けて」を取りまとめ、昨年12月に開催された知的財産戦略本部会合に報告。同報告書においては、技術、制度、市場にわたる「知財フロンティア」の拡大という基本理念を初めて打ち立て、新ビジネスの展開を促進する知財制度の改革等の5つの基本的な戦略を打ち出したところ。基本戦略を踏まえ、「知的財産推進計画2008」の検討に着手する。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○「知的財産推進計画2008」の策定		の知財フロンティア	計画的に2008年までに進捗			
(法令等の制定・改正) ○「知的財産推進計画2007」を踏まえ、関係府省が必要に応じ法制度を整備						
(その他) ○「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の早期実現に向け関係各国との議論をリードする。 ○特許制度の国際調和や国際審査協力を推進する。	ムG8ハイリゲンダ	(関係各国と検討)	日・米・欧等からの報道発表の実施(H20年10月)			○「模倣品・海賊版拡散防止条約」について、昨年6月のG8ハイリゲンダム・サミットにおいて「知的財産権の執行に関連する国際的な法的枠組みを強化する可能性に関して、各国の専門家による研究を継続する必要性を認識する」との文言が合意文書に盛り込まれ、国際的な重要関心事項と位置付けられた。また、昨年10月23日、日米欧等より、知的財産の保護に関心の高い国々と緊密に連携を図り、集中的な協議を開始する旨を発表。更に、「模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議」において、政府一丸となって本条約の早期実現に向けた取組みを加速することを改めて確認した。昨年12月から本条約に関する非公式会合を開始し、関係国との継続的な協議を実施した。今後、関係国との間で、協議を加速していく。 ○昨年9月に開催された特許制度調和に関する先進国全体会合において、先願主義への移行やグレースピリオドの拡大を含む作業部会議長提案の項目リストについて、各国間で一定の理解が得られるも、一部項目につき意見が相違、作業部会で閣議論項目に関する政策的意義を明確に示したポジションペーパーの作成に向けて、更なる検討を進めることに合意した。 ○2007年11月、三極特許庁長官会合において、出願様式の共通化について最終合意に至った。2009年からの実施を目指して準備する。 ○特許審査ハイウェイ(PPH)については、既に開始されている米国(H18年7月から試行、平成20年1月から本格実施)・韓国(平成19年4月から開始)・英国(平成19年7月から試行)に加え、平成20年3月からはドイツとの間で試行を開始する予定。今後は欧州特許庁、豪、加、デンマーク等への拡大に向け交渉を進め、特許審査ハイウェイのネットワーク化を目指し、サーチ・審査結果の相互利用の拡大を図る。 ○平成20年4月から、特許審査の国際ワークシェアリングの推進と、海外での適切な特許権の取得支援のため、日本から海外への出願を対象に早期に審査着手し、いち早く日本国特許庁の審査結果を世界に発信する施策(JP-FIRST)を、実施する予定。
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	(経済産業省) ○模倣品・海賊版対策関連予算 1.9億円 (経済産業省特許庁) ○知的財産政策関連予算 1,190億円	(経済産業省) ○模倣品・海賊版対策関連予算 政府案 3.6億円 (経済産業省特許庁) ○知的財産政策関係予算政府案 1,228億円				

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 先行技術文献調査外注実施費 任期付審査官数	先行技術文献調査外注実施費:150億(平成17年度実績)→157億(平成18年度実績)→185億(平成19年度見込み) 任期付審査官数:196(平成17年度定員)→294(平成18年度定員)→392(平成19年度定員)	先行技術文献調査外注実施費:189億(平成20年度予算額) 任期付審査官数:490(平成20年度予定)	
(アウトプット指標) 先行技術文献調査外注件数	197,000件(平成18年度実績)→209,000件以上(平成19年度見込み)	231,000件(平成20年度計画)	平成22年度には約240,000件とする。
(アウトカム指標) 一次審査件数 一次審査期間	一次審査件数:245,000件(平成17年度実績)→296,000件(平成18年度実績)→313,000件(平成19年度見込み) 一次審査期間:25.6月(平成17年度実績)→25.7月(平成18年度実績)→28月(平成19年度見込み)	一次審査期間:平成20年においても29ヶ月台に留める。	一次審査期間:平成25年には11ヶ月に短縮する。

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
33	2章1Ⅲ(4)	(4)イノベーションの加速 ④産学官連携の推進 次世代環境航空機等の戦略的分野の研究開発プロジェクト、産学双方向の対話(「産学人材育成パートナーシップ」)等を推進する。	(次世代環境航空機等)経済産業省 製造産業局航空機武器宇宙産業課、文部科学省 研究開発局 参事官(宇宙航空政策担当) (産学双方向の対話)経済産業省 経済産業政策局 産学人材参事官室 産学技術環境局 大学連携推進課、文部科学省 高等教育局 専門教育課 文部科学省 研究振興局 研究環境・産業連携課

目標達成のために必要な事項及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施) ○次世代環境航空機等の戦略的分野の研究開発プロジェクトを推進する。 [環境適応型高性能小型航空機研究開発、省エネ用炭素繊維複合材技術開発]	研究開発		事業化判断		初飛行 型式証明取得 商用飛行開始	○次世代環境航空機 [環境適応型高性能小型航空機研究開発] 燃費20%向上、静粛性の向上、整備コストの低減、安全性の向上等、高性能機体の開発を目指し、要素技術開発を実施。これまでに、機体仕様の検討、基本風洞試験、複合材製尾翼の突大桁間構造の試作・強度試験等を実施したところ。19年度中に要素技術としての技術的成立性の目途付けを行う予定。 今後は、要素技術レベルでの実証を行うとともに、これらの要素技術を盛り込んだ強度試験、飛行試験を実施することにより、所要の安全審査を経て、技術を確立させることが必要。 なお、平成19年10月9日にはMRJの正式客先提案を決定。同日付で、国土交通省に型式証明(T/C)を申請。正式客先提案の決定により、来年春頃の事業化に向けて、世界各国の顧客候補エアラインへの販売活動を本格的に開始。
(委員会等における検討と報告書のとりまとめ、それらを踏まえた事業等の実施。) ○産学双方向の対話(「産学人材育成パートナーシップ」)等を推進する。	「産学人材育成パートナーシップ」全体会議 「産学人材育成パートナーシップ」分科会		産学連携による人材育成プログラムの開発とその実証等を行う。 ま中全と間体め取会議			○教育における産学連携が必ずしも好循環を生んでいないという現状認識の下、産学双方向の対話と取組の場として「産学人材育成パートナーシップ」を創設。 ○「産学人材育成パートナーシップ」第1回全体会議を10/31に開催、第2回全体会議を3/27に開催予定。 ○8つの分科会(化学、機械、材料、資源、情報処理、電気・電子、原子力、経営・管理人材)を立ち上げ、議論を進めているところ。第2回全体会議において各分科会からの報告を行う予定。 ○平成20年度上期を目途に第3回「産学人材育成パートナーシップ」全体会議を開催し、「中間取りまとめ」を取りまとめる予定。 ○産学連携による人材育成プログラムの開発とその実証等を行う。
(委員会等における検討と報告書のとりまとめ、それらを踏まえた事業等の実施) ○大学等の主体的かつ多様な特色ある産学官連携活動を推進する。 [産学官連携戦略展開事業]	科学技術・学術審議会 産学官連携推進委員会 「産学官連携戦略展開事業」推進委員会		の実選機関			○大学等における知的財産の創出・管理・活用のための基盤整備 [大学知的財産本部整備事業](H15～19年度) 平成15年4月より43機関に知的財産の創出・管理・活用を行う「大学知的財産本部」を整備。これまでに、規程の整備や職員の啓発活動など大学内の基盤の整備のほか、特許の取得、ライセンス収入の獲得、企業等との共同研究・受託研究の実施など、研究成果の社会への普及に向けた取組を開始。 平成19年度には、43機関のうち、17機関において「国際的な産学官連携の推進体制整備」に着手し、国際知財人材の育成・確保、国際産学官連携・情報発信機能の強化、海外特許の戦略的な取得など国際競争力の強化に向けた取組を開始。 ○大学等の主体的かつ多様な特色ある産学官連携の推進 [産学官連携戦略展開事業](H20～24年度) 本事業の実施に関する重要事項を審議するとともに、本事業の的確な遂行を確保するため、「産学官連携戦略展開事業」推進委員会を設置。審査要綱を策定し平成20年2月4日より公募を開始。
(報告書・指針等のとりまとめ)	8月31日 ま審と議のめ					○科学技術・学術審議会産学官連携推進委員会による審議のまとめ 今後、大学等における産学官連携を継続的に推進するため「イノベーションの創出に向けた産学官連携の戦略的な展開に向けて(審議のまとめ)」(平成19年8月31日)を取りまとめ。
(法令等の制定・改正)						
(参考) 主な関連予算措置 (平成20年度は政府予算案)	(経済産業省) ・環境適応型高性能小型航空機研究開発: 13.3億円 ・環境適応型小型航空機用エンジン研究開発: 20.6億円 (文部科学省) ・国産旅客機高性能化技術の研究開発/クリーンエンジン技術の研究開発: 27.0億円 ・大学知的財産本部整備事業: 29.5億円	(経済産業省) ・環境適応型高性能小型航空機研究開発: 91億円 うち、一般会計 41億円 財投投資 50億円 ・省エネ用炭素繊維複合材技術開発(エネ特会計)50億円 ・環境適応型小型航空機用エンジン研究開発: 6億円 ・産学人材育成パートナーシップ事業: 産学連携人材育成事業 32.2億円の内数 (文部科学省) ・国産旅客機高性能化技術の研究開発/クリーンエンジン技術の研究開発: 27.3億円 ・専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム: 13.5億円の内数 ・産学官連携戦略展開事業: 28.2億円				

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標) 次世代環境航空機関連の予算額	環境適応型高性能小型航空機研究開発 (一般会計)75億円	環境適応型高性能小型航空機研究開発 (一般会計)41億円 (財投出資)50億円 ・省エネ用炭素繊維複合材技術開発 (エネ特会計)50億円	・事業実施に必要な所要予算を要求する予定。
産学人材育成パートナーシップに関連する予算額		・産学人材育成パートナーシップ事業:産学連携による人材育成の推進 32.2億円の内数	・事業実施に必要な所要予算を要求する予定。
大学等の主体的かつ多様な特色ある産学官連携の推進	・大学知的財産本部整備事業 (一般会計)29.5億円	・専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム:13.5億円の内数 ・産学官連携戦略展開事業 (一般会計)9.0億円	・事業実施に必要な所要予算を要求する予定。
(アウトプット指標) 研究開発の成果	[環境適応型高性能小型航空機研究開発] 燃費20%向上、静粛性の向上、整備コストの低減、安全性の向上等、高性能な機体の開発を目指し、要素技術開発を実施。これまでに、機体仕様の検討、基本風洞試験、複合材製尾翼の実大折間構造の試作・強度試験等を実施したところ。19年度中に要素技術としての技術的成立性の目途付けを行う予定。	[環境適応型高性能小型航空機研究開発、省エネ用炭素繊維複合材技術開発] 航空機を含めた幅広い輸送機器等に用いられる空力設計技術、炭素繊維複合材技術、操縦システム等の先進的技術の研究開発・実証を行う。	[環境適応型高性能小型航空機研究開発、省エネ用炭素繊維複合材技術開発] 航空機を含めた幅広い輸送機器等に用いられる空力設計技術、炭素繊維複合材技術、操縦システム等の先進的技術の研究開発・実証を行う。
・産学の対話及び事業の成果	・第1回「産学人材育成パートナーシップ」全体会議を10/31に開催。 ・8つの分科会(化学、機械、材料、資源、情報処理、電気・電子、原子力、経営・管理人材)を立ち上げ、議論を順次開始しているところ。 ・第2回全体会議(3/27開催予定)にて、各分科会からの報告を行う予定。	・平成20年度上期を目的に第3回「産学人材育成パートナーシップ」全体会議を開催し、「中間取りまとめ」を取りまとめる予定。 ・引き続き、産学人材育成パートナーシップでの議論を行うとともに、そこでの検討結果を踏まえ、産業界と教育界が協力して大学等におけるプログラム開発等を実施し、教育分野の産学連携を推進。	・引き続き産学人材育成パートナーシップでの議論を行うとともに、対話と行動の進捗や内容を踏まえ、産業界と教育界が協力して大学等におけるプログラム開発等を実施し、教育分野の産学連携を推進。
・大学等における産学官連携活動の成果	・「大学知的財産本部整備事業」により43機関に大学知的財産本部を整備。	・大学等の戦略的な産学官連携活動を支援。 ・国際的な産学官連携活動の推進(15機関程度) ・特色ある優れた産学官連携活動の推進(15機関程度) ・知的財産活動基盤の強化(10機関程度) ・知的財産活動基盤の強化(10機関程度) ・コーディネーターの配置	・大学等の戦略的な産学官連携活動を支援。 ・国際的な産学官連携活動の推進(15機関程度) ・特色ある優れた産学官連携活動の推進(15機関程度) ・知的財産活動基盤の強化(10機関程度) ・知的財産活動基盤の強化(10機関程度) ・コーディネーターの配置(80名程度)
(アウトカム指標) 次世代環境航空機(MRJプロジェクト等)の事業実施状況	[環境適応型高性能小型航空機研究開発] 平成19年10月9日にMRJの正式客先提案を決定。同日付で、国土交通省に型式証明(T/C)を申請。正式客先提案の決定により、来年春頃の事業化に向けて、世界各国の顧客候補エアラインへの販売活動を本格的に開始。 ・産学人材育成パートナーシップにおける議論の内容を踏まえて、大学界と産業界の、より幅広い連携協力関係を構築。 ・大学知的財産本部整備事業採択43機関以外にも、大学内に知的財産本部が設置され、知的財産ポリシー等の規程整備が進む等、大学等における知的財産の創出・管理・活用に係る体制整備が促進。	[環境適応型高性能小型航空機研究開発、省エネ用炭素繊維複合材技術開発] 平成24年度にMRJの商用飛行開始。	[環境適応型高性能小型航空機研究開発、省エネ用炭素繊維複合材技術開発] 平成24年度にMRJの商用飛行開始。
・対話と行動の状況		・産学人材パートナーシップにおける議論の内容を踏まえて、大学界と産業界の、より幅広い連携協力関係を構築。 ・国際的な産学官連携や地域における産学官連携等、大学の特色に応じた産学官連携が促進。	・産学人材育成パートナーシップにおける議論の内容を踏まえて、大学界と産業界の、より幅広い連携協力関係を構築。 ・国際的な産学官連携や地域における産学官連携等、大学の特色に応じた産学官連携が促進。
・大学等の産学官連携活動状況			

「成長力加速プログラム」(基本方針2007)の進捗状況

整理番号	章節	「基本方針2007」における決定事項	担当府省/局課
34	2章1Ⅲ(5)	(5)市場経済を支えるルールの整備 改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図るとともに、課徴金に係る制度の在り方、優越的地位の濫用、不当廉売などの不正な取引方法に対する措置の在り方、審判手続の在り方等の課題について速やかに結論を得て、法改正の必要性を検討する。	公正取引委員会官房総務課、内閣府大臣官房企画調整課

目標達成のために必要な事項 及びその工程表	平成19年度		平成20年度計画		平成21年度以降	これまでの進捗状況(平成20年3月中の実施予定事項を含む。)及び課題
	上期	下期	上期	下期		
(事業等の実施)						
(委員会等における検討の実施) ○独占禁止法基本問題懇談会における検討。	基本 独占 問題 懇談 会					○平成17年4月に成立した独占禁止法改正法の附則の規定を踏まえ、独占禁止法の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、課徴金に係る制度の在り方、違反行為を排除するために必要な措置を命ずるための手続の在り方、審判手続の在り方等について検討。
(報告書・指針等のとりまとめ) ○「独占禁止法基本問題懇談会報告書」のとりまとめ。 ○「独占禁止法の改正等の基本的考え方」のとりまとめ。	6月 報告書	10月 の独占 禁止法 の改正 等				○平成19年6月26日、独占禁止法基本問題懇談会の報告書が取りまとめられ、公正取引委員会としては、同懇談会により提言された内容をできるだけ尊重し、公正取引委員会として我が国経済における公正かつ自由な競争の促進を図る観点から必要と考えられる事項についても検討し、独占禁止法の改正等の基本的考え方を取りまとめ、公表した。
(法令等の制定・改正) ○課徴金に係る制度の在り方、優越的地位の濫用、不当廉売などの不正な取引方法に対する措置の在り方、審判手続の在り方等の課題について速やかに結論を得て、法改正の必要性を検討する。 ○排除型私的独占への課徴金導入等を内容とする独占禁止法改正法案の検討		今通常国会 法案提出				○排除型私的独占への課徴金導入等を内容とする独占禁止法改正法案を今通常国会に提出する方向で検討中。
(その他) ○改正後の「独占禁止法」に基づき執行の強化を図る					→	○公正取引委員会は、新たに導入された排除措置命令制度、課徴金減免制度、犯則調査権限等を適切かつ積極的に活用し、カルテル、入札談合等の独占禁止法違反行為に厳正に対処しているところ。
(参考) 主な予算措置 (平成20年度は政府予算案)	(公正取引委員会) 84.16億円		(公正取引委員会) 86.82億円			

指標	直近3年の実績	平成20年度見込み	平成21年度以降の目標
(インプット指標)			
(アウトプット指標)			
(アウトカム指標)			